



用二ーブの低下や地方から都市等への人口移動を背景としたしました土地の所有意識の希薄化等によりまして、不動産登記では所有者の氏名や所在が分からぬ土地、いわゆる所有者不明土地が全国的に増加傾向にありまして、将来的にはこれが更に増加すると指摘をされております。

このような所有者不明土地につきましては、公共事業や民間事業者による市街地再開発事業など、官民を問わず様々な場面で所有者の探索に膨大な時間、費用、労力を要し、事業計画の変更を余儀なくされたり、事業の実施そのものが困難になるといつた問題に直面をしております。このため、国土交通省といたしましては、所有者不明土地の利用の円滑化を図るために、公共事業のために土地を収用する場合の手続の合理化、公園や広場など地域住民のための公共的事業に一定期間の使用権の設定を可能とする制度の創設、所有者の探索を効果的に行うための仕組みの構築等を内容といたします。本法案を提出をさせていただいたところでございます。

○石井正弘君 御答弁ありがとうございました。そこで、具体的に法案の中身に入つてまいりたいと思いますけれども、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みといたしまして、大きく分けて二つの今回提案があるわけでございます。一つは、先ほど大臣がお触れになりまして、利用権を設定する、いわゆる地域福利増進事業の創設ということです。このこと自体は、今のこの法律、必要性の理由、背景等について大臣がお答えいたしましたとおり評価できるところでありますけれども、ただ、この設定範囲とか運用方針、これは明確でなければならないと思います。

そこで、まず、具体的に、対象事業はどのようなものを具体的に考へているのか。法案の第二条三項第八号、九号、政令ということに委任しているのであります。このように、どのようないふれるのか、局長の方から説明を願いたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

地域福利増進事業の対象となる事業につきましては、生活環境の向上など、地域住民の共同の福祉又は利便の増進を図る事業で一定期間の利用後に原状回復が可能なものとして、具体的には公園、広場、駐車場、仮設道路、仮設園舎などを想定しております。

その上で、御指摘の二条三項八号の政令につきましては、活用二ーブを踏まえつつ、購買施設や教養文化施設などを定めることを想定しております。また、第一条三項九号の政令で定めるものは、活用二ーブを踏まえつつ、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設、いわゆる路線バスの停留所や折り返し場所、車庫などを定めることを想定しております。

○石井正弘君 具体的な現在の案ということでお話を頂戴したわけであります。少しこれで、さきの具体的な質問にもう少し、統きということで進めさせていただきたいと思いますが、NPOとか民間企業におかれましては、途中で倒産をしたり、あるいは途中で採算等の問題等々があつて撤退といったこと等もあり得ると思うわけでございます。

二十四条で原状回復等の義務、履行ということも規定をされているようでありますけれども、いろいろ将来を考えますと懸念も想定されるわけであります。このこと自体は、今のこの法律、必要性の理由、背景等について大臣がお答えいたしましたとおり評価できるところでありますけれども、ただ、この設定範囲とか運用方針、これは明確でなければならないと思います。

そこで、まず、具体的に、対象事業はどのようなものを具体的に考へているのか。法案の第二条三項第八号、九号、政令ということに委任してい

らには土地を原状に回復するための措置が適正かつ確実に行われるか見込まれるか等を確認をすることとしております。このように、まず事前に十分な確認を行うことによりまして、使用権の設定に原状回復が可能なものとして、具体的には公園、広場、駐車場、仮設道路、仮設園舎などを想定しております。

その上で、もし仮に事業者の倒産等により地域

福利増進事業が実施されなくなつた場合には、都道府県知事により裁定が取り消され、事業者に原状回復義務が発生することとなります。この場合、事業者が原状回復義務を履行しないときは都道府県知事が事業者に原状回復を命ずることになります。

○石井正弘君 分かりやすい手続を説明いただきましたが、なるべくそういう事態にならないよう

に、最初に決めるときに慎重な対応というものが重要かと思います。ただ、一方で、地域にとって

非常に二ーブが高い様々な地域福利増進事業でありますので、柔軟な対応ということも必要かと思

うんですけども。

以上、そのような議論を踏まえながらも、でき

るだけ運用する地方公共団体に対しまして具体例を示した運用指針、いわゆるガイドライン的なものでございますが、一方で、嶋津参考人の意見によれば、収用委員会の裁決というものを不要にし

て、都道府県知事がこの裁定をして権利取得裁決等を行うといったこと、これにつきまして、第三

日、参考人質疑がありましたけれども、その際、嶋津参考人から意見が表明されておりまして、私

自身は今回のこの改正案、よく理解できるところ

につきましては、実は、先般、五月三十一日、参考人質疑がありましたけれども、その際、

嶋津参考人から意見が表明されておりまして、私

が事業認定をする、裁定をする、こういうことに

対しまして問題があるのでないか、言わば恣意的な収用につながりかねないのでないか、こう

を遂行する十分な意思と能力を有しているか、さ

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

○政府参考人(田村計君) お答えいたしました。

いつたような懸念の声もあつたといひございま  
す。

これにつきまして、私有財産保護との関係で問題はないのかどうか、改めて局長からの説明を求  
めたいと思います。

○政府参考人(田村計君)お答えいたします。

土地収用法に基づく収用裁決の申請に当たりま  
して、過失なく権利者を確知できない場合には、  
裁決申請書に当該権利者を記載せず裁決申請を  
し、補償を受けるべき権利者を不明としたまま収  
用委員会の裁決を受けることが可能です。これを  
いわゆる不明裁決と呼んでおります。

この不明裁決によりましてこれまで所有者不明  
土地の取得は行われてまいりましたが、所有者  
不明土地は建築物が存在せず利用されていないも  
のも多く、このような土地はその補償額の算定が  
容易であるにもかかわらず収用委員会の裁決を求  
めなければならぬこと、それから、所有者不明  
土地は共有地が多く、判明している権利者が一切  
反対していないにもかかわらず、一人でも不明所  
有者がいる場合には審理手続を行わなければなら  
ないことといった実質的に意義のない手続を行わ  
なければならぬという課題があります。

このため、今般、簡易なものを除き建築物が存  
在せず利用されていない所有者不明に限りまし  
て、反対する権利者がいない場合には、収用委員  
会ではなく都道府県知事の判断により、審理手続  
を経ずに土地を取得することができるとしてする  
措置を講じたものでございます。

また、このような特例措置は、都道府県知事によ  
る裁定を行う前に、現行の土地収用法と同様の  
事業認定により、その事業のために土地を収用等  
することが認められるだけの公益上の必要がある  
こと等につきまして国土交通大臣又は都道府県知  
事による確認を受けていることを必須としており  
ます。

また、本特例の対象となる土地を、簡易なもの  
を除き建築物が存在せず利用されていない所有者  
不明土地に限定しているため、個別性の強い建築

物の補償や移転料、営業補償の算定が不要である

ことから、収用委員会並みの補償算定に関する専  
門的知識は不要であること。さらに、明示的に反  
対する権利者がいないことを手続的に担保するた  
め、公告縦覧を行った上で、権利者が異議を申し  
出た場合には申請を却下することとしていること

から、審理手続による権利者からの意見聴取は不  
要であること。都道府県知事が行う裁定は適切な  
補償内容を決定するための手続であります。都

道府県知事は、この裁定を行うに当たり、あらか  
じめ補償金額について収用委員会の意見を聴くこ  
ととしていること。さらに、都道府県知事が事業  
を実施する場合についても、例えば道路を整備す  
る部署などの事業を直接担当する部署とは異なる  
部署が裁定の事務を担当することを基本方針等に  
おいて定めること。以上のような理由から、恣意  
的に土地の収用等がなされるおそれはないものと  
考えております。

以上でございます。

○石井正弘君 丁寧な説明をいただきました。是非とも慎重にしてそして適正な手続を進めていく  
ことによって、この法律、法改正の狙いであります  
収用手続に要する期間がこれによって約三分の一  
一短縮できるということでありまして、関係者は大  
いに期待していると思いますので、その点よろ  
しくお願いをいたしたいと思います。

また、これに併せて地籍調査の促進等も是非進  
めていくべきだと、こう考えておりますが、時間  
の関係がござりますので、この次の質問に入ります  
いと思います。

今回の様々な法案における対策、法務省の方で  
も具体的に措置を今回法案に入れておられるわけ  
でありますけれども、全体としては、現下の状況  
に対応した、言わば対症療法治的な措置を現下の状  
況に合わせてやつていこう。これはこれとして  
評価ができるわけであります。この所有者不明  
土地、この発生を根本的に抑制をしていく、問題  
に対する対策をとらなければなりません。この問題  
は論文等でこれにつきまして意見を述べておら  
れます。なかなか学者の皆さんの中では、登記さ  
れたかどうかということをどうやって監視するの  
か、あるいは、不作為の行為ということに對して  
処罰をするということであればその調査等コスト  
が非常に掛かるのではないだろうか、あるいは、  
費用対効果と言つてはなんですかれども、いわゆ  
るこの処罰をされることによって掛かる過料、そ  
れと登記に關係する費用、これとのバランスに  
關する議論というのも大変重要かと思います。

私も自由民主党の方では、所有者不明土地問  
題に関する特命委員会を設けまして、何回も何回  
も関係者のヒアリングを重ね、我々関係議員が集  
まつて議論を重ねてまいりました。そして、その  
結果、その提言これを参考にされながら、先  
月一日、開かれまして、基本方針あるいは今後の  
工程表、これが示されたと、このよ

うに我々としては承知しているわけでございま  
す。非常に大きな課題、特に法務省関係では民事  
部の見直しなどが入っている。大きな課題  
がここに掲げられているわけございまして、是  
非これを議論を進めていただきたいと思います。  
その立場に立つて、まず、その中の一点不動  
産登記の義務化等について法務省の見解をいた  
たまつたとされています。

この問題は非常に大きな問題であります。た  
だ、議論は避けて通ることができないと、こう考  
えておりまして、現在、御案内とのおり、表示登  
記、これは義務化に既になつております。ただ、  
十万円以下の過料これを適用した事例というも  
のはないと、このように承知をしているわけでござ  
います。

この問題は非常に大きな問題であります。た  
だ、議論は避けて通ることができないと、こう考  
えておりまして、現在、御案内とのおり、表示登  
記、これは義務化に既になつております。ただ、  
十万円以下の過料これを適用した事例というも  
のはないと、このように承知をしているわけでござ  
います。

そこで、法務省におきましては、相続登記の義  
務化の是非を含む登記制度、土地所有権の在り方  
等につきまして研究会において検討を進めている  
ところでござります。研究会におけるこれまでの  
議論におきましては、ただいま委員から御指摘が  
ありましたとおり、相続登記がされない様々な要  
因についての分析を進めておりまして、また、仮  
に相続登記を義務化するとした場合には、その実  
効性をどのように確保するのかといった点が重要  
な課題の一つとされているところでござります。

この相続登記の義務化につきましては、これも  
紹介がありましたように、今月一日に開催され  
した関係閣僚会議で決定された基本方針におきま  
して、相続等が生じた場合に、相続登記の義務化  
等を含め、これを登記に反映させるための仕組み  
等を検討し、来年二月を目途に具体的な方向性や検  
討課題を幅広く提示するとされたところでござ  
ります。

○石井正弘君 法務省におきましては、この基本方針に基づ  
て引き続き検討を進めてまいりたいと考えており  
ます。

非常に、従来の法制審の慎重な議  
論と比べますと、かなり迅速に議論を進めていこ  
うと、このような御方針を承りました。是非この  
問題につきまして、大いに国民的な議論を進めて  
いただきたいと願つております。

よつて登記というものがなかなか進まないといつ  
たような様々な議論が出ているわけでございま  
す。

そういうことから考えると、なかなかこの義  
務化へのハードル、決して低くはないのではないか  
など、こう考えているわけでございますが、この  
登記の義務化、法務省における現時点での検討状  
況をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(筒井健夫君)お答えいたします。

所有者不明土地が生ずる要因の一つとして相続  
登記がされないことがあり、その対応策として、  
相続登記を義務化すべきであるとの指摘がされて  
いるところでござります。

そこで、法務省におきましては、相続登記の義  
務化の是非を含む登記制度、土地所有権の在り方  
等につきまして研究会において検討を進めている  
ところでござります。研究会におけるこれまでの  
議論におきましては、ただいま委員から御指摘が  
ありましたとおり、相続登記がされない様々な要  
因についての分析を進めておりまして、また、仮  
に相続登記を義務化するとした場合には、その実  
効性をどのように確保するのかといった点が重要  
な課題の一つとされているところでござります。

この相続登記の義務化につきましては、これも  
紹介がありましたように、今月一日に開催され  
した関係閣僚会議で決定された基本方針におきま  
して、相続等が生じた場合に、相続登記の義務化  
等を含め、これを登記に反映させるための仕組み  
等を検討し、来年二月を目途に具体的な方向性や検  
討課題を幅広く提示するとされたところでござ  
ります。

法務省におきましては、この基本方針に基づ  
て引き続き検討を進めてまいりたいと考えており  
ます。

非常に、従来の法制審の慎重な議  
論と比べますと、かなり迅速に議論を進めていこ  
うと、このような御方針を承りました。是非この  
問題につきまして、大いに国民的な議論を進めて  
いただきたいと願つております。

もう一つは、義務化ではなくて、要は登記を促進していくための誘導策といいましょうか、こういったものも検討していくべきではないかと、こう考えておりまして、また、これは、登録免許税の減免ということで登記を促す、そういう政策もあるのではないかと思います。

相続の際に、遺産分割協議、これは時間が掛かるという実態に鑑みまして、まずは法定相続分によつて登記を行う、そしてその後、協議が一定期間掛かると思いますけれども、その協議が調い次第、遺産分割に基づく登記を行うという二段階の登記を進めていくという方法もあるのではないかと、こう考えるわけですが、そうすると二回分の登録免許税が掛かってしまうまして、相続による登記が不動産価格の千分の四、移転の登記は千分の二十、この二回分の登記というものの、税の減免を行うと登記の促進にもなるのではないかと、こういうことで具体的に提案をさせていただきますが、いかがでございましょうか。

○政府参考人(筒井健夫君) 法務省におきましては、ただいま委員から御指摘がありましたように、法定相続分による相続登記がされた後に遺産分割が行われた場合に関しては、例えば登記手続を簡略化することができないかといった課題につきまして研究会において検討を進めております。この検討におきましては、簡略化によってコストを低減すべきであるとの意見もあるところでございます。

法務省いたしましては、このような登記手続の簡略化について、それに要するコストの点も考慮しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○石井正弘君 まさにコストの低減ということが非常に登記の促進には効果的ではないかと思いまます。是非前向きな検討を期待をするものであります。

もつと大胆にいえば、例えば相続時において、一年以内に相続登記をした場合はもう登録免許税の免除を行うといったような大胆な提言も不動産

関係学会等からの提言ということであるようでござりますので、こういった点も是非参考にしなが

ら、これは税の問題でございますから、我々党税調でも議論してまいりますので、先の課題など

ことで検討を是非お願いをいたしたいと思います。

そこで、時間の関係がござりますので、もう一

つ大きなこの基本方針の中に載つております課題、それは土地所有権の放棄についての問題だと

思います。是非これも検討すべきだと私は考えて

いるわけであります。

特命委員会のヒアリングを行つたことを申し上

げましたけれども、増田寛也さんはこの所有権の放棄制度の提言というものがございました。

日本司法書士連合会さんからも、その受皿機関の設置等が課題である、このような意見表明もありました。土地の準公有化論、これを増田さんからも、報道等で承知をしたわけでございますが、提言をされておられます。

ドイツの事例として、ドイツの民法には土地所有権の放棄の手続が明記されていると、こういう報道にも最近接したところでござります。

法務省におかれましては、今回の基本方針を受けておられましても、今回の基本方針を認められる議論を踏まえ、土地所有権の放棄を認める制度の創設につきまして、平成三十年度中の法制度審議会の諮問を目指して、引き続き関係省庁と連携してしっかりと検討を進めてまいりたいと

法務省いたしましては、この基本方針や研究

会における議論を踏まえ、土地所有権の放棄を認める制度の創設につきまして、平成三十年度中の法制度審議会の諮問を目指して、引き続き関係省庁と連携してしっかりと検討を進めてまいりたいと

法務省いたしましては、この問題は、確かに法制度審議会における議論をするということ、それ

も理解できますけれども、現下の状況に鑑みましてなるべく審議を円滑に、また迅速に進めていただきますて、是非一定の結論を早急に得ていただきまして、放棄の際の所有者の負担が必要かなどの詳細を詰めしていくという大きな課題があろうかと思いま

す。

それでは、最後に大臣に、今、法務省さんからも幾つかこれから将来の課題といふことで御説明を頂戴したわけでございますが、この関係閣僚会議で決められました基本方針、この中に国土交通省関係分につきまして幾つか具体的に項目が取り上げられているわけでありまして、土地所有に関する基本制度の見直しとか地籍調査等の着実な実施、所有者不明土地の円滑な利活用、こういった点が項目として挙がっているようございます。

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。本日は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について質問をさせていただきます。

○政府参考人(筒井健夫君) 所有者不明土地の発生を防止する方策の一つといたしまして、ただいま委員から御指摘がありましたように、土地を手

放すことができる制度を導入すべきであるとの提

言でありますとか、ドイツにおける土地所有権の

放棄制度を紹介する報道等がされてることにつきましては承知しているところでございます。

法務省におきましては、土地所有権の放棄を認める制度の創設の是非につき研究会において鋭意

検討を進めておりまして、六月一日に公表されま

したこの研究会の中間取りまとめにおきまし

ても、放棄の要件や放棄された土地の帰属先の在り

方など、今後更に検討を進めるべき課題が整理さ

れたところでございます。また、関係閣僚会議の

基本方針におきましても、土地所有権の放棄を含

め、土地を手放すことができる仕組みについて検

討を進めることとされたところでございます。

法務省いたしましては、この基本方針や研究

会における議論を踏まえ、土地所有権の放棄を認

める制度の創設につきまして、平成三十年度中の

法制度審議会の諮問を目指して、引き続き関係省

庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策を

推進してまいりたいと考えております。

また、土地利用の基礎データとなります地籍調

査の迅速化のため、平成三十二年度から始まりま

す第七次国土調査事業十箇年計画の策定と併せて

して、国土調査法等を見直しをしてまいります。

国土交通省いたしましても、引き続き関係省

庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策を

推進してまいりたいと考えております。

○石井正弘君 大臣、ありがとうございます。

これから検討を進められるということでござい

ます。私は、以前、土地基本法の法案審査を担当

しました法制度審議会でございまして、基本法をこれ

から改正を検討されるということでございます。

その際には私もしっかりと協議をさせていただき

たいと、このように考えるものでございます。

御答弁いただきまして誠にありがとうございました。

終わります。

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。

本日は、所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、海上保安庁について一言、冒

頭述べさせていただきます。

昨日、海上保安制度創設七十周年の記念式典

が、天皇皇后両陛下の御臨席の下、安倍首相、そ  
れから衆参両院議長を始め石井国交大臣が出席し

て盛大に開催されました。先月十九、二十の両日には観閲式、総合訓練も行われ、私も観閲式、記念式典の両方に出席をさせていたいたところあります。

昭和二十三年に海上保安庁が船出をして、初代の大久保長官から現在の第四十四代の中島長官に至る歴代長官の下で、やはりこの海上保安庁の職員の皆様が我が國の領土、領海を七十年にわたり守り抜いてきたこと、改めて深い敬意と感謝の念を感じた次第であります。

昨年十二月の本委員会での初質問の際、海上保安庁の体制強化を訴えさせていただきましたけれども、現在、政府もこれに一貫して取り組んでいただいておりますけれども、我が國の周辺海域を取り巻く厳しい環境を考えればまだまだ十分とは言えませんので、引き続き、この海上保安庁の体制整備、体制の強化を着実に進めていただきたいことをお願い申し上げまして、本題の質問に入らせていただきます。

現在、我が国が直面しているこの所有者不明土地の問題というのは、人口減少、超高齢社会といふ日本社会の大きな変化の中で、不動産登記など我が国の土地制度の在り方そのものが問われる大変大きな喫緊の課題となつております。

例えば、東日本大震災の高台移転事業におきましても、用地買収の際に相続未登記の土地が存在することでお困り事態もありました。通常なら数か月で処理できる案件というものが一年近く掛かったというケースがあつたとも聞いております。また、熊本地震におきましても、相続手続が長期間放棄された所有者不明土地というものが保障となつて、道路やのり面の復旧工事が震災からもう二年以上が過ぎてもいまだに着工ができていない、そういう事業もあると聞いております。

このように、所有者が分からず、その土地を利用したくてもできないという事態に対処するため、今回の法案には所有者不明土地の利用を促進していく新たな対策が盛り込まれております。

この本法案の意義については、五月三十一日の本委員会での参考人質疑でも、吉原参考人が本法案について、極めて重要な一步と強調されていたことがあります。

昭和二十三年に海上保安庁が船出をして、初代の大久保長官から現在の第四十四代の中島長官に至る歴代長官の下で、やはりこの海上保安庁の職員の皆様が我が國の領土、領海を七十年にわたり守り抜いてきたこと、改めて深い敬意と感謝の念を感じた次第であります。

ただ、二〇二五年には団塊の世代が全員七十五

歳以上となり、近い将来、相続多発時代がやつてくると言われる中で、今後この所有者不明の土地を増加させないための抜本的な取組、対策等が必要不可欠となつてまいります。政府も、一日の関係閣僚会議で、所有者の責務の明確化など、土地

制度の抜本的な見直しを掲げて二〇二〇年までに必要な制度改革をするなどの方針を打ち出しておられます。

今後、政府として、所有者不明土地に係る様々な課題に対応して可能な限りの手を打っていく、そういう必要があると考えますけれども、本日は、今回のこの利用円滑化特措法案に関して、自治体

等の皆様からも是非分かりやすく周知徹底してほしいという声も聞いておりますので、この基本的なことを国土交通省と法務省に質問、確認をさせていただきたいと思います。

そこで、まず、この所有者不明の土地について、国としてこれまでどのような対応をしてきたのか、そして、なぜこのタイミングで今回の法案

の提出になつたのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

所有者不明土地を利用するための制度としては、現在も土地収用法の不明裁決制度が利用され

るために仕組みについてお聞きしたいと思つて

おります。

○竹内真二君 ありがとうございます。

次に、本法案の目玉とも言えます利用を円滑化するための仕組みについてお聞きしたいと思つて

おります。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

所有者不明土地につきましては、東日本大震災

からの復興に際し、所有者の探索に多大な時間、

労力等を要したことが契機となりまして、公共事

業の円滑な執行の妨げになるといった問題が認識

されてきたものと考えております。

また、全国的にも、国土交通省の直轄事業にお

きまして、平成二十年頃から用地取得を困難とす

る要因として所有者不明土地が第一の要因となる

など、所有者不明土地の利用の円滑化が課題とし

て認識されておりました。

今後、高齢化や人口減少が進み、相続の機会が

増加すれば更に所有者不明土地が拡大していくと見込まれ、その対策が喫緊の課題となつております。

このため、東日本大震災からの復興に当たり、

用地取得対策として、事業認定手続きの短縮な

ど、被災地に特化した用地取得の加速化のための措置を行いました。

また、平成二十八年三月には、所有者探索の方

法や所有者が不明である場合の解決方法につい

て、実務に携わる担当者向けに所有者探索の円滑

化等に資するガイドラインを取りまとめました。

さらに、昨年六月に、いわゆる骨太方針におい

て、必要な制度改革の抜本的な見直しを掲げて二〇二〇年までに

必要な制度改革をするなどの方針を打ち出して

おります。

今後、政府として、所有者不明土地に係る様々

な課題に対応して可能な限りの手を打つていく、そ

ういう必要があると考えますけれども、本日は、

今回この利用円滑化特措法案に関して、特別措置会を設置し十二月中間取りまとめを行うなど

の取組を重ね、今般、所有者不明土地の利用の円

滑化等に関する特別措置法案を国会に提出したと

ころです。

○竹内真二君 ありがとうございます。

次に、本法案の目玉とも言えます利用を円滑化

するための仕組みについてお聞きしたいと思つて

おります。

○竹内真二君 ありがとうございます。

この地方自治体などが行う公共事業に関して、

現行の土地収用法の不明裁決制度が利用され

る新設される土地収用法の特例を利用した場合、

活用した場合とでは、事業の迅速性、それから自

治体の負担軽減などの面でどのように改善をされ

るのか、分かりやすく説明をお願いいたします。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

地方公共団体が行う公共事業につきましては、

土地収用法の不明裁決制度により、これまでも所

有者不明土地は、建築物が存在せず、利用さ

れていないものが多く、このような土地は、その

補償額の算定が容易であるにもかかわらず収用委員会の裁決を求めなければならないこと、所有者不明土地は共有地が多く、判明している権利者は一切反対していないのにもかかわらず、一人でも不明所有者が存在する場合には審理手続を行わなければならぬことといつた実質的に意義のない手続を行わなければならぬことといつた課題があります。

このため、今般、建築物が存在せず利用されていない所有者不明土地に限り、反対する権利者がいない場合には、収用委員会ではなく都道府県知事の判断により、審理手続を経ずに土地を取得でかけることとする特例措置を講じ、手続の合理化を図ることとしております。また、本特例措置では、審理手続を不要としたことに伴い、不明裁決制度では審理手続の円滑化のため作成される土地調書及び物件調書についても作成を不要としております。

本特例措置の効果については、現行では、収用手続に移行してから収用委員会の裁決までの期間は、国土交通省の直轄事業における事例を基にした試算によれば三十二ヶ月となつておりますが、所有者探索の合理化等を併せて図ることによりまして期間を約十ヶ月程度短縮し、約三分の一の二十一ヶ月にすることを見込んでおります。また、これらの手続の合理化によりまして、地方公共団体の事務負担にも大きく寄与するものと考えております。

本特例措置の効果については、現行では、収用手続に移行してから収用委員会の裁決までの期間

は、国土交通省の直轄事業における事例を基にした試算によれば三十二ヶ月となつておりますが、所

有者探索の合理化等を併せて図ることによりまして期間を約十ヶ月程度短縮し、約三分の一の二十一ヶ月にすることを見込んでおります。また、これらの手続の合理化によりまして、地方公共団体の事務負担にも大きく寄与するものと考えております。

○竹内真二君 かなり期間が短縮されるというこ

となので、是非よろしくお願いいたします。

今回、この土地収用法の、ただ、特例が措置されたとしても、地方の小規模自治体などでは、ノ

ウハウを有する職員が少ない、また制度が利用されないのでないかという懸念もあります。そこ

で、この土地収用法の特例が活用されるよう、国

として地方自治体に対応して具体的にどのような支

援を行つていくのか。

そこで、提案なんですが、地方自治体の職員等に向けて国土交通大学校の研修科目等にも

新たに追加するといった措置を講ずることもできないのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

新制度を円滑に運用するためには、新制度において大きな役割を担う地方公共団体に対して的確に周知し、着実に普及促進を図ることが重要です。

このため、国土交通省としては、本法の円滑な施行に向け、ガイドライン等の整備や地方公共団体等に向けた説明会の開催等に取り組んでまいります。また、各地方整備局に地方公共団体や関連する士業団体、法務局などから構成される協議会を設置し、新制度を含めた関連制度の周知や所有者探索に関するノウハウの共有・構成員による講習会の開催等を行ってまいります。

さらに、本法に基づき、地方公共団体から国土交通省に対して、所有者探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるとして派遣職員の要請があつた場合には、所有地探索のノウハウを有する職員を派遣するよう努め、各地方公共団体ごとにきめ細やかな支援を図つてまいります。

加えて、御指摘をいただきました土地收回用法の特例を含め本法案の内容につきましては、国土交通大学における地方公共団体への支援に積極的に努力キュラムに追加してまいります。

以上のような取組を通じて、新制度が活用されるようその周知や公共団体への支援に積極的に努めてまいります。

○竹内真二君 研修科目に追加していくだけになると、土地收回用法より幅広い目的のために所有者不明土地を利用することができるようになるのが、これも分法案で創設することとしております地域福利増進事業についてお聞きします。

この事業は公益性の高い事業に対しても利用権を与えるものですが、どのような事業を対象にどのようなことができるようになるのか、これも分かりやすく御説明いただけないでしょうか。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

地域福利増進事業は、本法案において地域住民の他の者の共同の福祉又は利便の増進を図ることであります。この所有者の探索については具体的にどのような点が課題となっているか、その認識をお伺いしたいと思います。

○竹内真二君 この点に関してもう一点、この公

益性の担保ということについては、手続上はどのように行われていくのでしょうか。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

事業が地域住民の福祉又は利便の増進に資するかどうかという点につきましては、都道府県知事が確認をすることとしております。

具体的には、事業者は、裁定申請書に裁定申請をする理由として、地域における課題、事業実施による効果など事業の必要性や公益性を示す内容

を記載するとともに、事業計画書に事業により整備する施設の種類、利用条件等を記載することとし、都道府県知事は、これらの書類に基づいて、地域の実情を把握している関係市町村長の意見を聴いた上で、事業が地域住民の共同の福祉又は利便の増進に資するかどうかを確認することとしております。

また、事業者は、裁定の申請前に事業の内容について住民の意見を反映させるための措置を講ずるよう努めることとしておりまして、これにより

地域住民の福祉又は利便の増進に資する事業となるようにしております。

これらの手続によりまして、申請のあつた事業が地域住民の福祉又は利便の増進に資することを担保することとしております。

○竹内真二君 お答えします。

今般創設する所有者情報の利用及び提供に関する措置により、行政機関が公共事業及び地域福利増進事業の実施の準備のために、一つ目には、所有者情報を行政機関内部で利用できる、それから、所有者情報を地方公共団体に請求でき

を利用しようというときに、自治体等にとつても必ず高いハードルとなつてゐるのが所有者の探索の問題であります。

まず、この所有者の探索については具体的にどのような点が課題となつてゐるか、その認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

所有者不明土地については、公共事業用地の取扱いとする使用権を設定し、公園や広場などを整備することができるようになります。

なお、事業主体は限定せず、民間事業者やNPOなど幅広い主体が新制度を活用できることとしております。

○竹内真二君 この所有者の探索については、固定資産課税台帳などの原状回復が可能なものを対象としております。

今般の新制度により、所有者不明土地に十年を上限とする使用権を設定し、公園や広場などを整備することができるようになります。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

事業者が地域住民の福祉又は利便の増進に資するかどうかという点につきましては、都道府県知事が確認をすることとしております。

○竹内真二君 この所有者の探索については、固定資産課税台帳など有益な所有者情報をアクセスできず探索が非効率になつてゐる、それから、地元精通者や海外の県人会等への聞き取りが多大な労力を要するにかかりらず、地縁の希薄化等を背景に情報を得られにくくなつてゐるといった点が課題となつております。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

事業者が地域住民の福祉又は利便の増進に資するかどうかという点につきましては、都道府県知事が確認をすることとしております。

○竹内真二君 この所有者の探索については、固定資産課税台帳等を利用できるようとするとともに、県人会等への聞き取りが多大な労力を要するにかかりらず、地縁の希薄化等を背景に情報を得られにくくなつてゐるといった点が課題となつております。

○竹内真二君 このため、公簿に基づく調査については固定資産課税台帳等を利用できるようとするとともに、観点から、台帳等に記載されている本人に情報提供の可否について確認し、その同意を得なければなりませんこととしております。

○竹内真二君 次に、法務省の方に伺いますけれども、探索というのは利用主体が行うべきもので

すけれども、小規模自治体など探索のマンパワーが足りないというケースもあるものと考えられております。

○竹内真二君 そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行う特例に関連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

ところです。そこで、この本法案において設けられておりまして、登記官が長期相続登記等がされていない土地について探索を行ふ特例に關連して聞きたい

る、さらに、当該土地に物件を設置している者等に所有者情報の提供を請求できるということになります。これによりまして、事業を実施する地方公共団体が固定資産課税台帳や地籍調査票に記載された所有者の氏名や住所を利用することができます。

また、地域福利増進事業等を実施しようとする民間事業者やNPOなどが事業の実施の準備のために、所有者情報の提供を地方公共団体に請求することも可能としております。これにより、事業を実施する民間事業者等が固定資産課税台帳や地籍調査票のほか、住民票や戸籍に記載された所有者の氏名や住所を利用できるようになります。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

○竹内真二君 この所有者の探索については、固定資産課税台帳など有益な所有者情報をアクセスできず探索が非効率になつてゐる、それから、地元精通者や海外の県人会等への聞き取りが多大な労力を要するにかかりらず、地縁の希薄化等を背景に情報を得られにくくなつてゐるといった点が課題となつております。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

事業者が地域住民の福祉又は利便の増進に資するかどうかという点につきましては、都道府県知事が確認をすることとしております。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

今般創設する所有者情報の利用及び提供に関する措置により、行政機関が公共事業及び地域福利増進事業の実施の準備のために、一つ目には、所有者情報を行政機関内部で利用できる、それから、所有者情報を地方公共団体に請求でき

続登記がされていない旨などを登記に付記することができるなどとするものでございます。そして、その探索の結果として得られました登記名義人となり得る者の情報は、登記所に備え置くことを予定しております。

公共の事業を実施しようとする地方公共団体等においては、この登記官の探索結果を閲覧するなどしてこれを活用することにより所有者探索の合理化を図ることができ、事業実施の円滑化に寄与することになるものと考えております。

○竹内真二君 この特例では対象といつものが長期間相続登記等未了土地に限定されているわけですが、それ以外の土地については今後どのように相続登記を促進していくのでしょうか。

○政府参考人(筒井健夫君) 御指摘がありましたように、本法案における不動産登記法の特例の対象は、長期間相続登記等が未了となつている土地に限定されております。

法務省では、これまで、相続登記の促進のため、市町村窓口における広報用リーフレットの配布の依頼、法定相続情報証明制度の創設、一定の相続登記について登録免許税を免除する特例措置の新設等の取組を行つてきたところでございます。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登記制度、土地所有権の在り方等につきましては、研究会において検討を進めているところでござります。

相続登記の促進のための取組につきましては、今月一日に開催された関係閣僚会議で決定されました基本方針におきまして、登記制度、土地所有権の在り方について検討し、来年二月を目途に具体的な方向性や検討課題を幅広く提示するとされたところでございます。

法務省におきましては、この基本方針に基づいて、引き続き、相続登記の義務化を含め、相続登記の促進のための具体的な施策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○竹内真二君 いや、もう一問だけ法務省にお伺

いしますけれども、この所有者不明土地は、利用したくてもできないというケースのみならず、所有者が不明であるがゆえに適切な管理がなされず、周辺に悪影響を及ぼしているケースも多々あると思うんですね。

そこで、この所有者不明土地については、利用の円滑化を図るだけではなくて適切な管理を図るべきと考えますけれども、本法案における民法の特例制度ではどのような対応が取られているのか、効果も含めて御説明を願います。

○政府参考人(筒井健夫君) 民法には、不在者の財産又は相続財産の管理人を家庭裁判所が選任する制度がございますが、その選任の請求をすることができるのは、現行法上、利害関係人又は検察官とされております。しかし、例えば、ごみの不法投棄や雑草の繁茂などにより所有者不明土地が周辺に悪影響を与えていた場合など所有者不明土地を適切に管理する必要性が高い場合に、地方公共団体が利害関係人として財産管理人の選任請求をすることができるかどうかは必ずしも明らかであります。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

相続登記の促進のための取組につきましては、

今月一日に開催された関係閣僚会議で決定されました基本方針におきまして、登記制度、土地所有権の在り方について検討し、来年二月を目途に具体的な方向性や検討課題を幅広く提示するとされたところでございます。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

ち返つて、土地に関する基本制度についての根本的な検討を政府一体となつて行う必要があると思ひます。その中で特に注目を集めているのが所有者が不明土地の問題であります。

この問題については、当該土地を取得、利用し生を抑制する方策等、解決を図る方策についての検討というのは、国土交通省のみならず、法務省など関係省庁との緊密な連携が不可欠となつております。

そこで、最後に、石井大臣の今後に懸ける意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(石井啓一君) 所有者不明土地の発生抑制や解消に向けた抜本的な対策につきましては、登記制度や土地所有権の在り方等と深く関連を有するため、関係省庁が連携して検討することが必要であります。六月一日の関係閣僚会議におきましても、所有者不明土地問題につきまして、抜本的な解決策が必要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込んで、期限を区切つて検討を行つていくことが確認をされたところであります。

国土交通省といたしましても、六月一日に決定をした基本方針に基づきまして、法務省など関係省庁と連携をしつつ、土地所有者の責務の在り方など土地所有に関する基本制度の見直し等について検討し、本年度中に具体的な方向性を提示してまいりたいと考えております。

○竹内真二君 ありがとうございます。

やはりこの所有者不明の土地の問題というの長等が財産管理人の選任の請求を行つてできることがあります。民法の特例を設けております。これによりまして、公益的な理由から管理の必要性が認められる所有者不明土地につきましても、より多くが選任されるべきと想定されるべきです。

このような要望も踏まえまして、本法案におきましては、所有者不明土地の適切な管理のために特に必要があると認める場合に、地方公共団体の特例制度を設けております。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

相続登記の促進のための取組につきましては、

今月一日に開催された関係閣僚会議で決定されました基本方針におきまして、登記制度、土地所有権の在り方について検討し、来年二月を目途に具体的な方向性や検討課題を幅広く提示するとされたところでございます。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

研究会において検討を進めているところでござります。

また、相続登記の義務化の是非を始めとする登

記制度、土地所有権の在り方等につきましては、

時間費やすことが強いられているという現状があり、更なる高齢人口の増加ということを考えると、今後多くの相続が発生することになり、所有者不明土地が一層増加することが懸念をされております。

このような中、本法律案による施策は、所有者不明土地問題に係るその利用の円滑化ということで、あくまでも当面の対策ではあるものの、早急に取り組むべき政策課題であると認識しておりますが、この際、確認すべき点について質問をしていきたいというふうに思います。

まず、所有者不明土地の実態把握の状況について確認させていただきたいと思います。

平成二十八年度の地籍調査に基づいて国土交通省で調査をしたところ、不動産登記簿上で所有の所在が確認できない土地の割合は二〇%程度になつております。その一方、行政の場合では、不動産登記簿上で判明しなくても戸籍や住民票など手掛かりに探索をすることが可能であることが確認されていました。

平成二十八年度の地籍調査においては、所在不明土地は〇・四一%となつてあります。

この二〇%と〇・四一%の差はかなりのものになりますけれども、そもそもこの二〇%と〇・四一%というそれぞれの数値について現状どのような認識を持っておられるか、お伺いをいたします。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

御指摘のとおり、平成二十八年度の地籍調査を行つた約六十二万筆において、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかつた土地、すなわち広い意味での所有者不明土地の割合は筆数ベースで約二〇%となつております。また、市町村による所有者探索の結果、最終的に所有者の所在が判明しなかつた土地の割合は筆数ベースで約〇・四一%となつております。

七

約二〇%の広い意味での所有者不明土地については、探索をすれば所有者が判明するケースも多數含まれているものであり、全てが直ちに問題といふわけではないものの、公示機能を有する登記簿の記載と実際の土地所有権にずれが生じていること自体は、言わば所有者不明土地の予備軍という観点から大きな問題を持つ数字であると認識をしております。

また、最終的に所有者の所在が判明しなかつた土地の割合は約〇・四一%と減少しておりますが、所有者の探索に当たつて膨大な時間、費用、労力等を要していることに加え、現在はこの程度の数値にとどまっているものの、今後何らの措置が講じられない場合、相続等の機会が増加する中でこの割合が増加するおそれが高いと考えられることといった点が大きな課題であると認識をしております。

○羽田雄一郎君 次に、所有者不明土地の全国的な増加は、具体的にどのような現場でどのような支障が生じているのか。公共事業の用地取得、円滑な土地利用、私道や空き地の管理など、様々な分野で多岐にわたるのではないかと想像しますけれども、御説明を願います。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。所有者不明土地については、公共事業用地の取得など様々な場面で所有者の探索に膨大な時間、費用、労力を要し、事業計画の変更を余儀なくされたり、事業の実施そのものが困難になるといった問題に直面しています。例えば、明治時代の登記のまま相続登記がされておらず、相続人多数となり、かつ一部相続人が特定できなかつたため、公共事業のための用地取得に多大な時間と労力を要した事例もあります。

また、地方公共団体において、広場等としての利用の意向がある土地について、一部の土地が相続登記されておらず、所有者の所在が不明となつてゐるため、樹木の伐採や利用の方針を立てることができないといった事例もあります。さらに、土地に家電製品等が大量に投棄されて

いるが、所有者の所在が把握できないため、不法投棄なのか保管をしているのかを確認ができず、

自治体で処分ができないといったような周囲に迷惑を掛けるような事例もございます。

○羽田雄一郎君 初めに伺つた所有者不明土地の実態把握における二〇%と〇・四一%の開きを少しでも埋め、所有者を特定することが難しい土地について地域の実情に応じた適切な利用や管理を図ることができるように本法律案が提出されたと認識しておりますけれども、具体的にどのような仕組みが構築されることにより、どれだけの期待される効果が得られるのか、御説明を願います。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

本法案においては、まず、委員御指摘の約二〇%と〇・四一%の開きを埋めるということで、この解消に資する仕組みといたしまして、長期間相続登記等が未了となつていて、登記官が所有権の登記名義人となり得る相続人等を探索し、登記の申請をすることを勧告する制度を設けております。

また、約二〇%から約〇・四%に至る過程で実施される所有者の探索について、現状膨大な時間、費用、労力を要しているため、これを効果的に行うための仕組みとして、所有者の探索における聞き取り調査の対象について、親族等の合理的な範囲への限定、固定資産課税台帳などの有益な所有者情報の利用等の規定を設けております。

さらに、探索を行つても所有者が判明しない約〇・四%の土地については、これを円滑に利用するための仕組みとして、公共事業のための収用手続きの特例、地域福利増進事業に係る一定期間の使用权の設定等の規定を設けております。

○羽田雄一郎君 次に、地域福利増進事業について、その主体は国、地方公共団体のほかにNPO等の民間事業者も対象とされておりますけれども、また、その対象事業は法令で明確に規定することとされているところありますけれども、どのような基準で対象事業が選定されてくるかということを伺わせていただきます。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

地域福利増進事業は、本法案において、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業と定義をしており、その対象となる事業は法律に明記をしております。

具体的には、収用適格事業のうち、生活環境の向上など地域住民の共同の福祉又は利便の増進を図る事業で、一定期間の利用後に原状回復が可能なものを作りとしております。事業主体は限定しておりません。具体的には、公園、広場、駐車場、仮設道路、仮設園舗などを想定をしております。

また、収用適格事業には当たりませんが、地域住民の共同の福祉又は利便の増進に資する施設であつて、かつ周辺地域で不足しているものや被災地で整備されるものにつきましても、そういう点に公共性を認めて対象としております。具体的には購買施設や教養文化施設などを想定しております。

○羽田雄一郎君 地域福利増進事業の利用権の設定について、中間取りまとめでは、「一定の探索を行つた上で公告を行つても所有者から申出がないなどにより、不明者が現れる可能性が低い土地について、最低五年間程度の一定期間の利用権を設定する」との記述がされております。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

○政府参考人(田村計君) 御指摘のとおり、国土審議会特別部会の中間取りまとめにおきましては、使用権の存続期間につきまして、最低五年間程度の一定期間とされていましたところです。

この点、処分の権限がない者が設定する民法

短期賃貸借の期間の上限が五年間となっておりますが、地域福利増進事業の使用権につきましては、一つには、地域福利増進事業は一定の公益性を認められた事業であること、所有者を探索するための措置を尽くすことから、不明所有者が事後的に現れる蓋然性が低いこと、現に利用されていない土地であり、不明者が積極的な利用意向を持っている可能性が低いこと、不明者は賃料相当の補償金を受け取り、原状回復された状態で土地の返還を受けることができるところから、不明所有者の財産的な損失は生じないことなどから、より長期の存続期間とすることが許容されるものと考へております。

また、一方で、事業者の使い勝手にも配慮し、借地借家法における事業用定期借地権の下限の期間が十年とされていること等も踏まえ、存続期間の上限を十年としたものであります。

○羽田雄一郎君 特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例に関して、法案第三十二条において、都道府県知事は、裁定申請をした起業者が事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁判をしなければならないものと規定しておりますが、このような特例を設けることによって具体的にどのようなメリットが誰に対して生じるのか、御説明を願います。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

今回の土地収用法の特例においては、簡易なものを除き建築物が存在せず利用されていない所有者不明土地に限り、反対する権利者がいない場合には、収用委員会でなく、都道府県知事の判断により審理手続を経ずに土地を取得できることとしております。

このように、所有者不明土地の収用手続の円滑化

化、合理化が図られることから、本特例により、公共事業を実施する起業者にとりまして事業の迅速かつ円滑な実施に寄与するということが見込まれるものと考えているところであります。

○羽田雄一郎君 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置として、法案第三十九条では、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のための土地所有者等を知る必要があるときは、その探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を内部で利用することができます。

この場合の情報として具体的にどのようなものの活用が想定されているのか、また、情報が増えたことによって所有者探索の労力がどの程度軽減されると見込んでいるのか、確認をさせていただきます。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

今般創設する所有者情報の利用等に関する措置により、都道府県知事及び市町村長は、公共事業及び地域福利増進事業の実施の準備のために所有者情報を行政機関内部で利用できることとなります。

具体的には、市町村が地域福利増進事業等を実施しようとする場合に、事業を実施しようとする区域内の土地について、固定資産課税台帳や地籍調査票に記載された所有者等の氏名、名称、住所又は連絡先といった情報を活用することを想定しております。

このように、これまで利用できなかつた公簿情報について今回新たに利用することができるようになるため、その効果を定量的にお示しすることは困難ではございますが、固定資産税情報等の活用につきましては、指定都市市長会から御提言をいたいたした事項でもあることから、所有者の探索にかかる負担の軽減に相当程度つながるものと考えております。

○羽田雄一郎君 ありがとうございます。

次に、所有者不明土地の発生の要因の一つとして相続登記されていないことが挙げられているこ

とを踏まえると、長期間にわたり相続登記等がされていない土地の解消に取り組むことは大変重要なものと考えています。そして、そのような土地について相続が発生している場合にかかるかを確認し、相続が発生している場合に相続人となり得る者を調査し、その者に相続登記を促すことは所有者不明土地の利用の円滑化のために有効であると考えますが、具体的に公共事業における用地取得等においてどのような効果が期待されるのか、見解を伺わせてください。

○政府参考人(筒井健夫君) お答えいたします。

本法案における不動産登記法の特例でございますけれども、これは、登記官が、登記名義人が死亡した後長期間相続登記等がされていない土地につきまして、亡くなつた方の法定相続人など所有権の登記名義人となり得る者を探索した上で、職権で長期間相続登記がされていない旨などを登記に付記するとともに、相続登記の申請を促すことになります。そして、その探索の結果として得られた所有権の登記名義人となり得る者に関する情報は、登記所に備え置くこととを予定しております。

公共事業を実施しようとする地方公共団体等においては、この登記官の探索結果を閲覧するなどしてこれを活用することにより所有者探索の合理化を図ることが可能となり、公共事業の用地の取得等が円滑化することが期待されるところでございます。

○羽田雄一郎君 本法に基づいて所有者不明土地の円滑な利活用や管理をするための措置、また、所有者探索円滑化のための措置が実施されたとしても、それが効果的に利用されないでは仕方がありません。特に、規模の小さな市町村においては、制度の見直しや創設などを実行するマニュアル等を作成し、広く周知する必要があります。

そこで、地方自治体のノウハウや人的資源が不足していることに鑑み、国土交通省には所有者不動産への対応を経験した者によるサポート体制を構築するなど必要な支援体制の整備が求められます。そのための施策を講じようとしているのか、御説明いたしました。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

御指摘のとおり、新制度を円滑に運用するためには、新制度において大きな役割を担う地方公共団体や関係する専門家等に対して新制度を周知し、着実に普及促進を図ることが重要です。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

御指摘のとおり、新制度を円滑に運用するためには、新制度において大きな役割を担う地方公共団体や関係する専門家等に対して新制度を周知し、着実に普及促進を図ることが重要です。

このため、国土交通省としては、本法の円滑な施行に向け、運用に当たつての具体的な考え方や手続の詳細等を基本方針、ガイドライン等において明らかにした上で、地方公共団体に向けた説明会の開催等に努めてまいります。また、各地方整備局に地方公共団体や関連する事業団体、法務局などから構成される協議会を設置し、新制度を含めた関連制度の周知等を図つてまいります。

さらに、本法に基づき地方公共団体から国土交通省に対し、所有者探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるとして職員派遣の要請があつた場合には、所有者探索のノウハウを有する職員を派遣するよう努め、各地方公共団体ごとにきめ細やかな支援を行つてまいります。

これらの取組を通じまして、新制度の円滑な運用を図るとともに、地方公共団体の支援に積極的に努めてまいります。

○羽田雄一郎君 次に、土地が放棄された場合の受皿づくりについてお伺いをしてまいりたいと思います。

中間取りまとめにおける更なる検討課題の一つに、「土地所有者の責務、土地の放棄やその受け皿について」とあり、そこでは、土地を持つことの負担となる場合も存在しており、責務を検討する一方で、その責務を果たすことが負担となる場合には、新たな制度の理解や利用に資するマニュアル等を作成し、広く周知する必要があります。

そこで、土地が放棄したりすることが可能となる場合に、新たな制度の理解や利用に資するマニュアル等を作成し、広く周知する必要があることを踏まえると、長期間にわたり相続登記等がされていない土地の解消に取り組むことは大変重要なものと考えています。そして、そのような土地について相続が発生している場合にかかるかを確認し、相続が発生している場合に相続人となり得る者を調査し、その者に相続登記を促すことは所有者不明土地の利用の円滑化のために有効であると考えますが、具体的に公共事業における用地取得等においてどのような効果が期待されるのか、見解を伺わせてください。

○政府参考人(筒井健夫君) お答えいたしました。

本法案における不動産登記法の特例でございますけれども、これは、登記官が、登記名義人が死亡した後長期間相続登記等がされていない土地につきまして、亡くなつた方の法定相続人など所有権の登記名義人となり得る者を探索した上で、職権で長期間相続登記がされていない旨などを登記に付記するとともに、相続登記の申請を促すことになります。そして、その探索の結果として得られた所有権の登記名義人となり得る者に関する情報は、登記所に備え置くこととを予定しております。

公共事業を実施しようとする地方公共団体等においては、この登記官の探索結果を閲覧するなどしてこれを活用することにより所有者探索の合理化を図ることが可能となり、公共事業の用地の取得等が円滑化することが期待されるところでございます。

おかげましては、この登記官の探索結果を閲覧するなどしてこれを活用することにより所有者探索の合理化を図ることが可能となり、公共事業の用地の取得等が円滑化することが期待されるところでございます。

○羽田雄一郎君 本法に基づいて所有者不明土地の円滑な利活用や管理をするための措置、また、所有者探索円滑化のための措置が実施されたとしても、それが効果的に利用されないでは仕方がありません。特に、規模の小さな市町村においては、制度の見直しや創設などを実行するマニュアル等を作成し、広く周知する必要があります。

そこで、地方自治体のノウハウや人的資源のいずれもが不足している状況にあるのではないでしようか。そのため、制度の見直しや創設などを実行するマニュアル等を作成し、広く周知する必要があります。

○羽田雄一郎君 所有者不明土地の発生予防の在り方について、お伺いをさせていただきたいと思

います。

本法律案による諸施策は、あくまでも当面の対応というレベルにとどまっているというふうに理解をしております。平成二十九年十二月に国土審議会土地政策分科会特別部会が公表した中間取りまとめでは、所有者不明土地の発生予防について、所有者不明土地は相続時に登記がされない等の理由により生じるものであるとして、所有者不明土地を増加させないためには、人口減少など土地利用の前提となる社会状況の変化を踏まえた上で、その発生を予防する仕組み、放棄された土地の管理責任の所在など、土地所有の在り方等について抜本的な検討を行う必要があると指摘をされております。

そこで、国土交通省として、当面、まず取り組むべき課題についてどのように認識をしているか伺わせてください。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

委員御指摘の所有者不明土地の発生抑制や解消に向けて、国土交通省としては、土地の管理や利用に関する所有者が負うべき責務や、その責務の担保方策、地籍調査に関し、一部の所有者が不明な場合を含めて、調査を円滑かつ迅速に進めための措置や、地籍調査等の過程で得られた情報の利活用の促進策といった課題について検討を深める必要があるものと認識をしております。

六月一日に開催された関係閣僚会議におきましても、これらの課題について期限を区切つて検討を行っていくことが確認をされたところであります。

○羽田雄一郎君 最後に、大臣にお聞きをさせていただきます。

いただきたいと思いますが、所有者不明土地問題への今後の取組については、実効性のある登記制度の確立や土地利用者の視点に立った土地所有者の在り方などの見直しなど、これらの課題は恐らく法務省を中心として検討がされるというふうに認識しておりますけれども、国土交通省においても、本法律案の提出にとどまらず、これまで手付かずであつた課題についても取組を強化する必要

があると考えます。

そこで、今後の取り組み方について、関係省庁とのように連携して検討を進め、具体的な施策の方向性を示すことを目指そうとしているのか、議会土地政策分科会特別部会が公表した中間取りまとめでは、所有者不明土地の発生予防について、所有者不明土地は相続時に登記がされない等の理由により生じるものであるとして、所有者不明土地を増加させないためには、人口減少など土地利用の前提となる社会状況の変化を踏まえた上で、その発生を予防する仕組み、放棄された土地の管理責任の所在など、土地所有の在り方等について抜本的な検討を行う必要があると指摘をされております。

そこで、今後の取り組み方について、関係省

の今後の取組につきましては、土地所有者の責務の在り方など所有者不明土地の発生抑制や解消に

向かた抜本的な対策に関するものでありまして、

関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日に開催されました所有者不明土地等対

策の推進のための関係閣僚会議におきましても、

所有者不明土地問題について抜本的な解決策が必

要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込

んで、期限を区切つて検討を行っていくことが確

認をされたところであります。

国土交通省といたしましては、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法等を見直しまし

て、土地が適切に管理され、利用されるために所

有者が負うべき責務について、それを担保するた

めの方策等を併せて検討してまいります。

また、土地利用の基礎データとなる地籍調査の

迅速化のため、平成三十二年度から始まる第七次

国土調査事業十箇年計画の策定と併せ、国土調査

法等を見直しをしてまいります。

国土交通省といたしましても、引き続き、関係

省庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策

を推進をしてまいりたいと考えております。

○羽田雄一郎君 終わります。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

法案について伺います。

いわゆる所有者不明土地が発生し、増加をしていくことは、土地の管理や利用において様々な課題を生じさせ得るもので、対策が必要だと考えます。

しかし、本法律案には、そもそも所有者不明土地の発生を抑制したり解消したりという仕組みは

入つておりません。公共事業における収用や利用権設定など、専ら利用を促進する手段を導入するもので、今日既に他の委員の皆さんや政府からもありましたが、抜本的なこの所有者不明土地問題の解決については、今まさに検討が進められ、これからその方向が示されるという段階です。私は、本来は、この抜本的な解決の方向性示された

かと考えます。

そこで、今後の取り組み方について、関係省

の今後の取組につきましては、土地所有者の責務の在り方など所有者不明土地の発生抑制や解消に

向かた抜本的な対策に関するものでありまして、

関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日に開催されました所有者不明土地等対

策の推進のための関係閣僚会議におきましても、

所有者不明土地問題について抜本的な解決策が必

要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込

んで、期限を区切つて検討を行っていくことが確

認をされたところであります。

国土交通省といたしましては、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法等を見直しまし

て、土地が適切に管理され、利用されるために所

有者が負うべき責務について、それを担保するた

めの方策等を併せて検討してまいります。

また、土地利用の基礎データとなる地籍調査の

迅速化のため、平成三十二年度から始まる第七次

国土調査事業十箇年計画の策定と併せ、国土調査

法等を見直しをしてまいります。

国土交通省といたしましても、引き続き、関係

省庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策

を推進をしてまいりたいと考えております。

○羽田雄一郎君 待たせます。

○山添拓君 お答えします。

法案について伺います。

いわゆる所有者不明土地が発生し、増加をして

いくことは、土地の管理や利用において様々な課

題を生じさせ得るもので、対策が必要だと考え

ます。

しかし、本法律案には、そもそも所有者不明土地

の発生を抑制したり解消したりという仕組みは

あります。

そこで、今後の取り組み方について、関係省

の今後の取組につきましては、土地所有者の責務の在り方など所有者不明土地の発生抑制や解消に

向かた抜本的な対策に関するものでありまして、

関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日に開催されました所有者不明土地等対

策の推進のための関係閣僚会議におきましても、

所有者不明土地問題について抜本的な解決策が必

要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込

んで、期限を区切つて検討を行っていくことが確

認をされたところであります。

国土交通省といたしましては、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法等を見直しまし

て、土地が適切に管理され、利用されるために所

有者が負うべき責務について、それを担保するた

めの方策等を併せて検討してまいります。

また、土地利用の基礎データとなる地籍調査の

迅速化のため、平成三十二年度から始まる第七次

国土調査事業十箇年計画の策定と併せ、国土調査

法等を見直しをしてまいります。

国土交通省といたしましても、引き続き、関係

省庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策

を推進をしてまいりたいと考えております。

○羽田雄一郎君 待たせます。

○山添拓君 お答えします。

法案について伺います。

いわゆる所有者不明土地が発生し、増加をして

いくことは、土地の管理や利用において様々な課

題を生じさせ得るもので、対策が必要だと考え

ます。

しかし、本法律案には、そもそも所有者不明土地

の発生を抑制したり解消したりという仕組みは

あります。

そこで、今後の取り組み方について、関係省

の今後の取組につきましては、土地所有者の責務の在り方など所有者不明土地の発生抑制や解消に

向かた抜本的な対策に関するものでありまして、

関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日に開催されました所有者不明土地等対

策の推進のための関係閣僚会議におきましても、

所有者不明土地問題について抜本的な解決策が必

要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込

んで、期限を区切つて検討を行っていくことが確

認をされたところであります。

国土交通省といたしましては、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法等を見直しまし

て、土地が適切に管理され、利用されるために所

有者が負うべき責務について、それを担保するた

めの方策等を併せて検討してまいります。

また、土地利用の基礎データとなる地籍調査の

迅速化のため、平成三十二年度から始まる第七次

国土調査事業十箇年計画の策定と併せ、国土調査

法等を見直しをしてまいります。

国土交通省といたしましても、引き続き、関係

省庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策

を推進をしてまいりたいと考えております。

○羽田雄一郎君 待たせます。

○山添拓君 お答えします。

法案について伺います。

いわゆる所有者不明土地が発生し、増加をして

いくことは、土地の管理や利用において様々な課

題を生じさせ得るもので、対策が必要だと考え

ます。

しかし、本法律案には、そもそも所有者不明土地

の発生を抑制したり解消したりという仕組みは

あります。

そこで、今後の取り組み方について、関係省

の今後の取組につきましては、土地所有者の責務の在り方など所有者不明土地の発生抑制や解消に

向かた抜本的な対策に関するものでありまして、

関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日に開催されました所有者不明土地等対

策の推進のための関係閣僚会議におきましても、

所有者不明土地問題について抜本的な解決策が必

要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込

んで、期限を区切つて検討を行っていくことが確

認をされたところであります。

国土交通省といたしましては、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法等を見直しまし

て、土地が適切に管理され、利用されるために所

有者が負うべき責務について、それを担保するた

めの方策等を併せて検討してまいります。

また、土地利用の基礎データとなる地籍調査の

迅速化のため、平成三十二年度から始まる第七次

国土調査事業十箇年計画の策定と併せ、国土調査

法等を見直しをしてまいります。

国土交通省といたしましても、引き続き、関係

省庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策

を推進をしてまいりたいと考えております。

○羽田雄一郎君 待たせます。

○山添拓君 お答えします。

法案について伺います。

いわゆる所有者不明土地が発生し、増加をして

いくことは、土地の管理や利用において様々な課

題を生じさせ得るもので、対策が必要だと考え

ます。

しかし、本法律案には、そもそも所有者不明土地

の発生を抑制したり解消したりという仕組みは

あります。

そこで、今後の取り組み方について、関係省

の今後の取組につきましては、土地所有者の責務の在り方など所有者不明土地の発生抑制や解消に

向かた抜本的な対策に関するものでありまして、

関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日に開催されました所有者不明土地等対

策の推進のための関係閣僚会議におきましても、

所有者不明土地問題について抜本的な解決策が必

要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込

んで、期限を区切つて検討を行っていくことが確

認をされたところであります。

国土交通省といたしましては、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法等を見直しまし

て、土地が適切に管理され、利用されるために所

有者が負うべき責務について、それを担保するた

めの方策等を併せて検討してまいります。

また、土地利用の基礎データとなる地籍調査の

迅速化のため、平成三十二年度から始まる第七次

国土調査事業十箇年計画の策定と併せ、国土調査

法等を見直しをしてまいります。

国土交通省といたしましても、引き続き、関係

省庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対策

を推進をしてまいりたいと考えております。

○羽田雄一郎君 待たせます。

○山添拓君 お答えします。

法案について伺います。

いわゆる所有者不明土地が発生し、増加をして

いくことは、土地の管理や利用において様々な課

題を生じさせ得るもので、対策が必要だと考え

ます。

しかし、本法律案には、そもそも所有者不明土地

の発生を抑制したり解消したりという仕組みは

あります。

そこで、今後の取り組み方について、関係省

の今後の取組につきましては、土地所有者の責務の在り方など所有者不明土地の発生抑制や解消に

向かた抜本的な対策に関するものでありまして、

関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日に開催されました所有者不明土地等対

策の推進のための関係閣僚会議におきましても、

所有者不明土地問題について抜本的な解決策が必

要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込

んで、期限を区切つて検討を行っていくことが確

認をされたところであります。

国土交通省といたしましては、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法等を見直しまし

て、土地が適切に管理され、利用されるために所

有者が負うべき責務について、それを担保するた

めの方策等を併せて検討してまいります。

また、土地利用の基礎データとなる地籍調査の

迅速化のため、平成三十二年度から始まる第七次

国土調査事業十箇年計画の策定と併せ、国土調査

法等を見直しをしてまいります。

国土交通省といたしましても、引き続き、関係

省庁と連携をいたしまして、所有者不明土地対

の担保も、いざれも重要な手続です。

そこで伺いますが、そもそも土地収用法上の権利取得裁決や明渡し裁決の手続において、収用委員会による公開審理が必要とされている趣旨は何でしょうか。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。土地収用法第六十二条におきまして、収用委員会の審理は原則として公開しなければならないものと定められております。

原則公開としております趣旨は、公開の場で起業者や土地所有者等の双方の主張を尽くさせるることにより、補償の対象の確定及びそれに対する補償金の確定等に当たりまして公正な審理を期することにあると考えております。

○山添拓君 権利者の保護を行うという観点から、補償の内容について意見があるような権利者が現れた場合には、その意見を聞く機会をきちんと与えて、そして補償額の算定などについて専門性を持つている収用委員会が慎重に判断を行っためかと思います。

現行の土地収用法にも、先ほどお話しありますように、不明裁決という制度があります。登記の調査、登記名義人への照会、戸籍や住民票の調査などによって起業者が努力をしても所有者を知ることができない場合には、所有者等を空欄にして裁決申請を行うことができます。

資料をお配りしておりますが、二〇一六年度の実績によれば、所有者不明土地について不明裁決の対象とした件数は三十六件、不明裁決全件の約六二%で収用裁決全体の二三%と、一定の利用があるようです。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたしました。不明裁決の申請を受けた収用委員会は、その土地が本当に所有者不明かどうかについて、どのように調査を行ふんでしょうか。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたしました。

不明裁決の裁決申請に当たりまして、起業者が土地所有者等の氏名や住所を過失なくして知り得なかつた場合、その場合には、起業者がどのように調査を行つたのか、委員から御紹介ございまし

たように、戸籍簿や住民票の確認や関係者への照

会等、どのような調査を行つたのかということを

確認する書類を添付する必要がございます。収

用委員会は、この提出をされた書類等に基づきま

して、その起業者の調査が十分であるか否かの確

認を行います。この調査が十分であるか否かの確

認を行つた場合には、収用委員会が不明裁決を行ふことになります。

また、裁決申請書は、この添付書類も含めまし

て二週間公衆の縦覧に供されて、その間に土地所

有者等は意見書を提出することができます。

そうした意見書が提出された場合

や、あるいは土地所有者等が審理における主張等

があつた場合には、異なる調査によりまして真の

権利者を確知できる可能性があるというふうに収

用委員会が判断した場合などについては、収用委

員会は自ら調査を行うということとなつていて

ころでございます。

なお、こうした取扱いにつきましては、平成二

十六年五月にガイドラインを発出いたしまして

周知を図つてあるところでございます。

○山添拓君 最終的には、第三者的な立場で収用

委員会が自らの責任で確認を行ふということでした。

所有者不明土地について本法案による土地収用法の特例を用いる場合、起業者が都道府県知事に提出する裁定申請書に、特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情を記載することとされております。

都道府県知事はその土地が所有者不明土地に該

当しないと認めるときは申請を却下しなければな

らないわけですが、では、都道府県知事は所有者

不明土地に当たるかどうかについてどのような探

索、調査を行うのでしょうか。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

土地収用法の特例による裁定の申請があつた場合は、都道府県知事は、申請の対象となる所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情、すなわち所有者不明土地と認めらるべきために行うべき探索が適切に行われたかどうかについて確認することとしております。

具体的な事業者が行うべき所有者の探索方法に

つきましては、登記事項証明書の交付を請求する

こと、住民票、戸籍、固定資産課税台帳等の書類

に記載された情報の提供を求めることが

明確に規定されています。

これらの探索が行われたかどうかにつきまし

て、都道府県知事が裁定申請書により確認をする

ことになります。

また、登記官が行う所有権の登記名義人となり

き登記官が職権で所有権の登記に付記するこ

とができますのは、第二条第四項に規定され

ています。

このように、本法案四十条第一項に基づき特定

手続と違いまして、所有者不明土地に当たるかど

うかは基本的には起業者が判断をして、都道府県

知事は自らの責任で確認をするわけではありません。

○山添拓君 つまり、先ほどの収用委員会によ

る手続と違いまして、所有者不明土地に当たるかど

うかは基本的には起業者が判断をして、都道府県

知事は自らの責任で確認をするわけではありません。

○山添拓君 最終的には、第三者的な立場で収用

委員会が自らの責任で確認を行ふということでした。

所有者不明土地について本法案による土地収用

法の特例を用いる場合、起業者が都道府県知事に

提出する裁定申請書に、特定所有者不明土地の所

有者の全部又は一部を確知することができるとい

うことです。

不動産登記法の特例について伺います。

本法案によれば、登記官は、三十年以上相続登

記等がされていない土地について職権でその旨を

所有権の登記に付記することができるとい

うことです。

○政府参考人(筒井健夫君) お答えいたしました。

ただいま御指摘がありました本法案の二条一項

に規定する所有者不明土地とは、相当な努力が払

われたと認められる方法により探索を行つてもな

おその所有者の全部又は一部を確知することができないものでございます。

そして、相当な努力が払われたと認められる方法とは、登記事項証明書の交付の請求をすること、そして住民票、戸籍

固定資産課税台帳等の書類に記載された情報の提

供を求めることが、さらに、一定範囲の親族等に照

会すること等が想定されております。

そして、本法案の第四十条第一項の規定に基づ

き登記官が職権で所有権の登記に付記するこ

とができますのは、第二条第四項に規定され

ています。

このように、本法案未了土地に該当し、かつ、その土地の所有

権の登記名義人の死亡後十年以上三十年以内にお

いて政令で定める期間を超えて相続登記等がされ

ていないと認められる場合でございます。

また、登記官が行う所有権の登記名義人となり

得る者の探索につきましては、相当な努力が払わ

れると認められる方法によるという要件は付され

ておりません。

このように、本法案四十条第一項に基づき特定

手続と違いまして、所有者不明土地の要件が異なつて

おりません。

このように、本法案四十条第一項の所有者不明土地に該當するか否かを直ちに決することはできないと考え

ております。

○山添拓君 すなわち、所有者不明土地に当たる

だらうということで起業者が申請をして、そし

て登記官が職権によって四十条に基づく付記をし

ても、直ちに所有者不明土地だと扱うわけにはい

かない。やはり所有者不明土地に当たるかどう

かの第一義的な判断、調査をし判断する責任は起

業者の側に引き続きあるということでありまし

た。

嶋津参考人からお話をありましたように、事

業認定の制度が形骸化をする下で、反対意見を無

視して不要不急の開発を進め、自然や住民生活に

多大な影響を与える公共事業が強行されていると

いう現実があります。

例えば、東京外環道を御紹介したいと思います

が、地下を工事するために区分地上権を取得する

必要のある部分について、最新の用地進捗率と残

件数を示されたいと思います。また、買収や区分

地上権の取得がまだの土地の中にいわゆる所有者

政治参考人(「三難」書)

る土地につきましては、本法案による土地収用法の特例による減免申請を行つておなじく、二二

○政府参考人(石川雄一君) お答えいたします。委員お尋ねの外環、関越から東名間の事業にけます区分地上権取得部につきまして、平成三、

年二月末時点における用地取得率は面積ベースで  
七五%、用地残件は三百六十六件でございます。

また、当事業の用地買収及び区分地上権における所有者不明土地につきましては、現在、事業用土地に関する用地測量、用地交渉を行つてゐる段階でありますため、現時点において全体の件数は明らかではありません。

たま 用地買収及び区分地上権に「きまして」これまでの土地収用法による裁決申請の際に、その時点で所有者の住所や所有者が不明として裁決申請を行った事案が二件ございます。

○山添拓君 資料の二ページ目三ページ目にございますが、関東地方整備局、東京都、NEXCO東日本、中日本、四者の連絡調整会議では、こ

れ厳しい状況だと表現をしまして、談合疑惑が払拭されなかつた地中拡幅部の工事の発注が遅れていることもあり、少なくとも二〇一〇年東京オリジナル・パラリンピックまでの開通は困難だと聞いています。進んでいないのは反対する住民がいるからなんですね。

青梅街道インターでは、面積ベースで買収できただけは造る、ハーフインターにするという、住民の反対も押し切って造ろうとされている場所です。

○政府参考人(田村計君) お答えします。  
既に土地収用法による裁決の申請がなされてい  
る中で、仮に所有者不明土地がある場合、先  
ほども既に二件これまでにあつたということです  
が、本法案に基づいてその土地だけを先行して都  
道府県知事の裁定によって収用していくというこ  
とは可能でしょうか。

る土地につきましては、本法案による土地収用法の特例による裁定申請を行うことはできないこととされています。このため、外環事業の未取得の土地のうち、既に土地収用法上の不明裁決の申請がなされたものについては、本法案における土地収用法の特例の対象とはなりません。

なお、外環事業の未取得の土地のうち、特定所有者不明土地に該当し、当該土地の取得について反対する権利者がいない等の要件を満たす土地がある場合には、当該土地は本法案の土地収用法の特例の対象になります。

○山添拓君 嶋津参考人も指摘をされたように、外堀を埋めると、所有者不明土地があればその部分だけまず先行して収用していくということが可能だということになります。

公共事業に反対する人たちにとっては周辺の用地買収がどのように進むかというのが重大な関心事であります。所有者不明土地が一筆でもあれば、収用をスピードアップさせて、そこを突破口にして反対する地権者を追い込むという手段になりかねないものだと思います。

関連をして、残りの時間で、公共事業のための財産権制限について、住民の意思を無視し、むしろ、初めから住民の意思を考慮しないという手法が増えている問題を質問したいと思います。

外環道でも用いられているのが大深度地下であります。地下四十メートル以下の大深度であつても土地の所有権は及びますが、大深度地下使用法によつて認可されると、地権者等の同意なしに使用権を設定できます。財産権を制約するにもかわらず同意も補償も不要とする仕組みが憲法二十九条に違反するとして、裁判も提起をされています。

大深度地下といふのは通常使用されない空間であるために通常は補償すべき損失がないと言われるのですが、大深度地下法では、一方で、例外的に補償の必要性がある場合には認可の告示から一年以内に限り補償を請求できるとしています。こ

ういう仕組みである以上は、少なくとも大深度地

下の使用権を設定されることになる地上の地権者には認可申請がされているという事実を伝えるべきだと考えます。この点をまず伺いたいと思います。

そして、あわせて、今リニア中央新幹線の工事を進めるJR東海が、三月二十日に大深度地下の使用の認可申請を行っております。五月九日に申請書を公告し、十日から二十三日まで総覧をして、ホームページに大量の申請書類をアップして、首都圏では沿線で一回ずつ説明会が行われています。

国土交通省といたしましては、大深度地下を用する事業につきまして、大深度法の趣旨にのつとつて、地権者などの関係者に対し事業者による申請内容の周知が図られることが重要と考えております。

リニア新幹線についてのお尋ねもございまして。このような法律上の考え方を踏まえまして、リニア中央新幹線の使用認可申請の受理に際しまして、認可申請書の内容を地権者などに周知させるため、事業者であるJR東海に対しまして説明会を開催いたしました。

私も五月十一日に大田区で開かれた説明会に行つてきましたが、あの大きい会場で、参加者はせいぜいその会場の収容人数の三割ぐらいで、百数十人の参加がありました。参加者の中からも地権者に周知をすべきだという意見がありました。自宅の下をリニアが通るかもしれないのに、

開催など必要な措置を講ずるよう、本年四月二十四日付けで文書で要請したところござります。事業者においては、説明会の開催に当たつて、開催日時や場所について事業区域を含む地域の市区内の広報紙への掲載、自治会回覧による周知などを行つたとの報告を受けております。

か。 知らされていないという方が余りにも多かつたわけです。そもそも、JR東海は、大深度地下の認可申請を行つた現時点で、ルート上に何人の地権者がいるかも把握していないとされていました。全ての地権者に個別に知らせて説明を行うよう指導するべきだと思いますが、いかがでしよう

他方、委員今御指摘がございましたが、事業者が開催した説明会において、リニア中央新幹線の事業区域を知らない地権者等がおられるといった意見もあつたと聞いております。このことを踏まえまして、事業者に対し、事業区域の地権者等へ改めて事業区域を周知するよう要請をいたしました。事業者からは、事業区域に係る地権者等に對

○政府参考人(栗田卓也君) 大深度地下は、土地所有者等による通常の利用が行われない空間であり、公共的事業のために使用しても通常補償すべし損失が発生するとは想定されないという特性があります。大深度地下使用制度は、このような大深度地下の特性を踏まえまして、土地収用法のように土地所有権等の取得に当たつて事前補償の原則を取らず、簡素な手続で使用権の設定を認めるものです。

しまして、事業区域を示す図面を添付した上で、  
説明会資料等を事業者のホームページや事務所で  
公開・閲覧していること等について個別配付、郵  
送などにより周知を図ったと報告を受けてゐると  
ころでございました。

しかしながら、大深度法では、国民の権利の観点から、認可権者は、必要があると認めるときは

○委員長(長浜博行君) 午後一時に再開する」と  
とし、休憩いたします。

事業者に対して、事業区域に係る土地及び付近地の住民に説明会の開催など認可申請書の内容を周知させるために必要な措置を講ずることを求めることがあります。

午前十一時四十四分休憩

<p>○委員長(長浜博行君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。</p> <p>委員の異動について御報告いたします。</p> <p>本日、羽生田俊君及び室井邦彦君が委員を辞任され、その補欠として松下新平君及び高木かおり君が選任されました。</p> <p>○委員長(長浜博行君) 休憩前に引き続き、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は順次御発言願います。</p> <p>○青木愛君 希望の会 自由党の青木です。</p> <p>早速質問に入らせていただきます。まず、この法律が提案された時代背景について御認識をお伺いさせていただきたいと思っております。</p> <p>一九八九年に制定されました土地基本法は、一九八〇年代後半に発生した異常な土地バブルに対処するため、今後の土地政策の basic 理念を定めた法律です。高度成長と土地バブル抑制を前提にした法律であります。しかし、バブル崩壊後は日本経済は長期低迷期を迎えることとなりました。さらに、高齢化と地方の疲弊が著しくなりました。さらには、二〇一〇年頃をピークに日本の人口は減少に向かい、今後は大きく減少いたします。</p> <p>このような構造変化に伴い、利用ニーズの低い土地は資産から負債となり、地方から都市部への人口移動は地方に残った土地への所有意識の希薄化を生み、土地相続の面倒も重なって、今後所有者不明土地が増加する傾向にあります。</p> <p>この法律が提案された時代背景については、このような認識でよろしいでしょうか。</p> <p>○政府参考人(田村計君) お答えします。</p> <p>御指摘のとおり、人口減少に伴つて、土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化が進んでおります。このような背景により、不動産登記では所有者の氏名や所在が分からない土地、いわゆる所有者不明土地が全国的に増加傾向にあり、将来的にはこれが更に増加すると指摘されています。</p>
<p>このため、国土交通省といたしましては、所有者不明土地の利用の円滑化を図るために、公共事業等の様々な場面で、所有者の探索に膨大な時間・費用、労力を要し、事業計画の変更を余儀なくされたり、事業の実施そのものが困難になるといた問題に直面をしております。</p> <p>者不明土地の利用の円滑化を図るために、公共事業等のために土地を収用する場合の手続の合理化、公園・広場など地域住民のための公共的事業に一定期間の使用権の設定を可能とする制度の創設、所有者の探索を効果的に行うための仕組みの構築等を内容とする本法案を提出したところでござります。</p> <p>○青木愛君 この所有者不明土地は相続時に増えた傾向にあります。土地を放棄すれば景観を損ね、また自然災害にも結び付いたり、犯罪の温床にもなります。その解消策として、土地管理の義務を強化をするという方向も考えられますけれども、やはりその相続の手続を簡素化するとか、所有者の負担軽減が必要だと考えております。</p> <p>午前中にも、所有権の放棄、また帰属先の在り方や検討されているということでありましたので、私は是非そうした検討が必要だと思っておりませんけれども、特に、売却しようと思つても売れないので、自治体に引取りを願ひ出ても引き取つてもられない、そのような土地については、所有者に責任を一方的に押し付けるのではなくて、何らかの支援あるいは適切な受皿を検討すべきだと考えます。</p> <p>また、土地を手放すことができる仕組みについては、手放すことのできる土地の要件、手続の在り方、手放された土地の帰属先、その管理コストなど、検討すべき点は多岐にわたるものと考えております。</p> <p>国土交通省といたしましても、六月の一日に關係閣僚会議で決定した基本方針に基づき、法務省など関係省庁と連携しつつ、引き続き検討を深めています。また、今御提案いただきましたランドバンクや空き家、空き地の公共利用といったいろんな施策につきましても、そういう中で引き続き検討を深めてまいりたいと思います。</p> <p>○青木愛君 是非よろしくお願ひします。その検討の際には、所有者の負担感を軽減するという視点も是非盛り込んでいただきましての御検討をお願いしたいと思います。</p> <p>そして、今回の法案では、所有者不明土地の利用を円滑化するための特例が講じられております。所有者不明土地を利用するに当たっては、まずは所有者の探索をしっかりと行なうことが必要だと参考人からも指摘をされたところでございます。</p>
<p>るといった条件で除去費の補助をするとか、様々なことが考えられますけれども、こうしたアイデアに関して御意見をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>○政府参考人(田村計君) お答えいたします。</p> <p>人口減少、高齢化の進展により、利用される見込みのない土地が増加するのみならず、そのような土地を所有者自身では適切に管理できなくなることも懸念されており、このような場合の土地の受皿をつくるべきという声があることは承知をしております。</p> <p>放棄の話でございますが、しかしながら、土地を手放すということにつきましては、民法上明文の規定がなく、確立した最高裁判所の判例も存在しないため、その可否につきましては議論が分かれているところであります。現在、法務省の研究会におきまして検討が進められているものと承知をしております。</p> <p>また、土地を手放すことができる仕組みにつきましては、手放すことのできる土地の要件、手続の在り方、手放された土地の帰属先、その管理コストなど、検討すべき点は多岐にわたるものと考えております。</p> <p>国土交通省といたしましても、六月の一日に關係閣僚会議で決定した基本方針に基づき、法務省など関係省庁と連携しつつ、引き続き検討を深めています。また、今御提案いただきましたランドバンクや空き家、空き地の公共利用といったいろんな施策につきましても、そういう中で引き続き検討を深めてまいりたいと思います。</p> <p>○青木愛君 是非よろしくお願ひします。その検討の際には、所有者の負担感を軽減するという視点も是非盛り込んでいただきましての御検討をお願いします。</p> <p>そして、今回の法案では、所有者不明土地の利用を円滑化するための特例が講じられております。所有者不明土地を利用するに当たっては、まずは所有者の探索をしっかりと行なうことが必要だと参考人からも指摘をされたところでございます。</p>
<p>従来は活用することができなかつた固定資産税課税台帳や地籍調査票の所有者の情報を利用できるようになるということになりますけれども、その際の所有者の個人情報保護という点につきまして、適切に図られるのかどうなのか、懸念をしております。その点について確認をさせてください。</p> <p>○政府参考人(田村計君) お答えします。</p> <p>本法案において講じる土地収用法の特例等の特例措置を活用するためには、まず、事業者が土地所有者の探索を確実に行うようにする必要があります。この法案においては、相当な努力が払われたと認められる所有者探索の方法を政令等で規定することとし、この政令等におきましては、登記事項証明書の交付を請求すること、住民票、戸籍、固定資産課税台帳等の公的書類に記載された情報の提供を求めること、一定範囲の親族等に照会することなどを定めることにより、事業者が行うべき所有者探索の内容を明確化しております。</p> <p>また、御指摘のように、本法に基づき固定資産課税台帳等の所有者情報を外部に提供するに当たっては、個人情報保護の観点からの配慮が必要となります。そのため、まず、情報を請求する事業者は、事業の実施を予定していることを疎明する資料などを請求に当たり提出しなければならないこととし、情報請求の目的が事業の準備のためかどうか、請求する事業者の適格性を確認することとしてまいります。</p> <p>また、地方公共団体が本法の規定に基づき所有者情報を民間事業者などに提供しようとする場合には、台帳等に記載されている本人に情報提供の可否について確認し、その同意を得なければならぬこととしております。</p> <p>また、個人情報を入手した事業者は、個人情報保護法の個人情報取扱事業者として、同法に基づき、事業の準備以外での目的の利用や第三者へ</p>

す。  
の提供が制限されることとなるなど、入手した個人情報の適正な取扱いが担保されることになります。

人情報の保護が適切に図られるものと  
します。

所有者の同意、許可を得てその情報を、特に民間事業者の場合は大変大切だと思いますが、所有者の同意を得て民間事業者にその情報を使わすとい

うことですよ。そうしましたときには民間事業者もまた、その入手した情報を更に第三者にそれを漏らすようなことがないように、しっかりとした対策をお願いしたいと思います。

続きましての質問になりますけれども、所有者不明土地を円滑に利用するこの仕組みに二つの柱がございます。一つは、地域福利増進事業で、所有者が後から現れて明渡しせを求めた場合は期間終了後に原状回復して返すことになつておりますけいどうに、一方、こうした事業にまつ

土地を収用した後になって所有者が現れることが多い。これは、どうしてか、確認をおきたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

都道府県知事におきます裁定においては、所有者が受ける損失について、補償金額を定めることとしております。この補償金については、裁定により定められた時期までに収用等をしようとする土地の所在地の供託所に供託しなければならないこととしております。

このため、仮に土地を収用等した後に不明となつてゐた者が現れた場合には、その所有者は供託所から供託された補償金を受け取ることにより、財産的な保護が図られるものと考えております。

○青木愛君 現物では返せないけれども、供託さ

れた適正な補償金が支払われるということを確認

をさせていただきました。

これまでの都市計画や土地利用計画は、経済が成長し人口が増加することを前提に策定されてきました。二〇一〇年を越えて日本は人口減少と高齢化が進み、地方の過疎化、さらには地方の消滅という事態に向かっております。空き家、空き地の増加や所有者不明土地の増大などは、そうした時代の変化を背景にして出てきる問題ですが、国

時代の要件を背景にして出てきた問題ではあるが、問題が顕在化した後に対症療法的な対策をとっているよう思えてなりません。

的には、集落地域において生活を維持するため生活サービス機能等を徒步圏内に集約する小さな拠点の形成や、都市の中心拠点等において公共施設の再編、空き建築物等既存ストックの有効活用等を進め、各種都市機能を誘導し、集約をするコンパクトシティーの形成等の施策を現在精力的に進めているところであります。

○青木愛君 ありがとうございます。

コンパクト・プラス・ネットワークということを柱に掲げているかと思いますが、より具体的な

明確な国士計画の将来ビジョン、石井大臣のビジョンを是非示していただきたいと思つております。  
あと残された時間、一、二点お伺ひをさせていただきます。

昨日、理事懇が開かれまして、国交省から森友問題に関する報告書が提示をされました。このごみ処理費用が六・七億円から八・一億円に跳ね上がりつた経緯について、特に四月十二日から四月の間の国土交通省と財務省との記録を要求をしておりましたが、その是出はありますんでしき。ま

た、森友とのやり取りも、三月二十九日以降の記録の提示がございません。

○政府参考人(蛭名邦晴君) お答え申し上げま  
今回開示されなかつた理由をお聞かせいただき  
たいと思います。よろしくお願ひします。

す。  
今般御提示を申し上げましたのは、財務省において書換え前の決裁文書や協議メモが職員個人

人が保有する手控えといったところからも発見されたということも踏まえまして、国土交通省において、職員の手控えとして残っていた森友学園側との協議メモについて御提出をさせていただくことにしたのでございます。

その上で、委員御指摘の三月三十日の森友学園側との協議メモなど、協議メモにつきましては、課長と課長補佐のみが会合に参加していただけでござりますけれども、これは職員に確認をいたしましたけれども、そもそもその協議メモ 자체を作成していかつたということでございます。

また、平成二十八年の四月十二日から十四日までの増量依頼のところの調査の中のやり取りといたところでございますけれども、これも繰り返し職員に聞き取りをした結果といたしまして、先般近畿財務局の方から地下埋設物の撤去費用の、処分費用の見積りに関する検討状況の説明を求められて、大阪航空局から 見積りの対象面積、深さ、混入率等を示しながら、その時点の検討段階の要はたたき台として見積りの算定方法と約六七億という数値を説明したこと、その際、近畿財務局から、対象範囲について、既に工事業者が試掘してごみが見付かたとしていたグラウンド部分周辺も含めるなど、将来にわたつて瑕疵があると言われないようもう少し広げた方がいいのではないかといった趣旨の話があつたといったようなことを確認の上、御説明を申し上げております。

また、昨日は、そのたたき台になります約六・七億の見積資料も提出させていただきおるところでございまして、具体的なお尋ねをいただければ、職員などに確認した上で、丁寧に御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○青木愛君 昨日のお話ですと、その森友学園との交渉記録は提出できるんだけれども、役所間同士の協議メモについては差し控えたい旨の御発言がありましたがけれども、やはり省庁間とのやり取りというものを是非提出をしていただきたいと、また重ねて提出を求めていきたいと思つております。

そして、もう一点、この六・七億円から八・二億円に増額した理由として、口頭でありましたけれども、面積と処分単価が変わつたという御説明が昨日ございました。面積と処分単価が変わったことはややこしいけれども、それは職員に確認をいたしましたけれども、そもそもその協議メモ 자체を作成していかつたということでございます。

な報告をいただきました。

この面積はどの部分が増えたのか、またこの処分単価が幾らから幾らに変わったのか、またその理由は何なのか、数字の根拠は何なのか。また今後も伺つてまいりますけれども、今日の時点で分かる範囲でお答えをお願いいたします。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 大阪航空局が平成二十八年四月十二日に近畿財務局に提示いたしました。

たその時点でのたき台の試算は、大阪航空局という組織で決裁を経た正式なものではございませんので、あくまでもたき台にすぎない当該試算について詳細に御説明できない部分があることは御理解いただければと思いますが、その上で、大阪航空局の担当職員から聞き取りをした結果を御説明申し上げます。

対象範囲につきましては、大阪航空局が平成二十八年四月十二日に近畿財務局に提示をいたしましたその時点でのたき台の試算では、平成二十二年の地下構造物状況調査でごみが確認された箇所と、それから、くい掘削工事の過程において新しいごみが出たというふうに森友側から主張されたとされます校舎建築部分、これを範囲としておりまして、四千三百五十二平方メートルでございました。

しかしながら、同日、先ほど申し上げましたように、近畿財務局から、既に工事事業者が試掘をしてごみが見付かっていたグラウンド部分周辺を含めるなど、将来にわたつて瑕疵があると言われないようにもう少し広げた方がいいのではないかといった趣旨のお話をございました。

こうしたことから、引き続き見積りの検討を行いまして、その結果、工事関係者から提出されました、提出された試掘結果報告書においてごみが出たといふにされておりましたグラウンド部分のうち、本件土地が過去に池や沼といった地歴からごみの見積範囲として妥当だと考えられた部分があるグラウンドの西側の一部を面積に追加をして見積りを行うこととしたということでございます。

また、処分費の単価につきましては、四月十二

日時点のたき台では、当時大阪航空局職員が把握していた他の工事事業者の同種の工事単価とし三万三千円パー平米というもので仮置きをいたしましたけれども、四月十四日付けの決裁文書にて提出をいたしました見積りにおける処分費の単価につきましては、これまで御説明しておりますとおり、民間の工事事業者から提供を依頼して提出をいたしました。

いた資料の一つとして微取して、他の二者の、他

の事業者の価格情報と比較検証した上、最も安価であることを確認した上で二万二千五百円パー・トンということで設定をされたということです。

○青木愛君 是非これからまたレクもお願いしま

すが、御説明に来ていただき方、やっぱり初めて聞くことで十分な資料を持ち合わせていないと、それぞのその積算根拠の比較ができるような資料をお願いしたいと思います。六・七億と八・二億の積算根拠の比較ができるような具体的な数値を示した資料をいただきたいと思います。何と云っても、二日で、たつた二日で六・七億が八・二億円に跳ね上がつておりますので、その積算根拠を示していくだけ必要はあるかと思つております。

また一般質疑で質問させていただきますが、そ

れまでの間、是非十分な情報をお願ひ申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○行田邦子君 希望の党、行田邦子です。よろしくお願いいたします。

所有者不明の土地の問題がクローズアップされている背景には、土地は財産であるという前提に立つておられる現在の土地制度が社会の変化に対応できていないということが指摘をされているわけであります。

そして、今回の法案は、その社会の変化に合わせた土地制度の大改正の第一歩といいう位置付けと云ふに認識をしております。人口減少、また

人間関係の希薄化、それから都市への人口集中と農村の過疎化と、それから農業や林業の抱える課題などなど、今日の日本社会の現状を踏まえれば、全ての国土をひとしく管理して、また保全をし、そして利活用するということは、これは現実的ではないといふに考えております。そして、むしろこれまで以上にめり張りを付けることが求められているのではないかというふうに思つております。

例えば、安全保障上重要な土地につきましては、利用権の規制だけではなくて所有権の規制を講じるとか、また、国土の保全という視点で重要な土地につきましては、今もやつていますけれども、利用規制をしっかりと効かせるといったこと。それから、経済資源として利活用しなければいけない土地については、今回の法案もその一つだと思いますけれども、その利活用を促す仕組みとか制度を設けていくと。それから、最低限、やはり管理だけは何とかしていかなければいけない土地というのは、いかに効率的に管理をしていくのかと。それから、優先順位の低い土地などなどといったような具合に、国土の管理、保全、そして利活用について、これまで以上にめり張りを付けていかなければならぬと考えておりますけれども、まず大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(石井啓一君) 本格的な人口減少社会

に初めて取り組む国土計画といたしまして、平成二十七年八月に閣議決定をされました第二次国土形成計画におきましては、人口減少や産業構造の変化により開発圧力が低下をし、国土利用の選択性が広がることを契機として捉え、より安全で快適かつ持続可能な国土を形成することを目指しております。

この計画を推進するため、現在、国土審議会に

おきまして、人口減少下における新たな国土管理、利用への対応といたしまして、適切な管理を続けることが困難な土地への対応も含めた検討を進めております。

○政府参考人(北村知久君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘のとおり、先月閣議決定されました第三期の海洋基本計画におきまして、国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その所有者の状況を把握することというふうになつておりますけれども、これは海洋基本計画、先月出された、ここにもきちんと記されていますけれども、これら国境離島の所有者の探索を具体的にどのように行つていく予定でしようか。

ながら、粗放的な管理などの管理コストを低減させる工夫とともに、新たな用途を見出すことで国土を適切に管理していくための方策について、来年度、一定の取りまとめを行う予定であります。

今後、国土交通省といたしましても、こうした検討の成果も十分に踏まえながら、適切な国土管理の実現に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。

○行田邦子君 人口減少社会における土地制度の在り方、これ大変重要な議論だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして、私が先ほど申し上げました安全保障上重要な土地の中には、我が國の領海、また排他的經濟権益をしっかりと守るために重要な国境離島がありますが、四百八十四の島があります。この国境離島というのは、我が國の領海、また排他的經濟権益をしっかりと守るために重要な国境離島あります。安全保障上重要であり、また、我が国の海洋権益をしっかりと守るために重要な国境離島あります。安全保全が重要であります。この国境離島のうち、四百八十四の島があります。このうち、四百八十四の国境離島のうち私有地があるのは九十八島といふことです。人が住んでいる有人離島は五十九島、そして無人離島が三十九島という現状になります。

今日は内閣府総合海洋政策推進事務局にもお越しいただいていますけれども、伺いたいと思いま

す。

これらの九十八の私有地がある国境離島の所有者の状況を把握することというふうになつておりますけれども、これは海洋基本計画、先月出された、ここにもきちんと記されていますけれども、これら国境離島の所有者の探索を具体的にどのように行つていく予定でしようか。

○政府参考人(北村知久君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘のとおり、先月閣議決定されました第三期の海洋基本計画におきまして、国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その所有者の状況を把握を行う、というふうにされているところでございます。

私有地が存する九十八の離島でございますけれども、このうちの、無人の国境離島が三十九島ございまして、こちらにつきましては不動産登記簿等の情報を既に収集しているところでございます。一方、有人の国境離島五十九島につきましては、これは島全体ということになるとかなり膨大になりますので、そのうちの領海等の基点となる重要な海岸の土地、これが全部で三百七十九か所ござりますけれども、こちらを対象に不動産登記簿を現在収集中というところでございます。全ての不動産登記簿をまだ収集できておりませんので、これにつきまして、その登記簿を収集するに当たり必要となる情報を関係市町村に現在確認をしておりまして、この情報を確認でき次第、不動産登記簿を全て取り寄せた上で、有人、無人を問わず収集した不動産登記簿の内容を確認し、当該所有者の把握を行つてまいりたいということでお進めているところでございます。

○行田邦子君 無人離島については不動産登記簿をまずは収集したところで、有人離島は領海、E E Z の外縁を根拠付ける領海基点のあるところだけこれから不動産登記簿を収集するといふ、まだその段階ということありますけれども、この後、これらの有人の私有地のある国境離島の所有者を探査する作業というのは、これもう次長はよく御存じだと思いますけれども、とても大変なんじやないかなというふうに思います。先般も決算委員会でこの点取り上げさせていただきましたけれども、無人離島の場合は、これは住民票もないでしようし、それから恐らく固定資産課税台帳もないでしようということで、どうやって探査するのかと、不動産登記簿に載つている人が本当に所有者であればいいですけれども、お亡くなりになつている場合も可能性としてあると思うんですけれども、どうするのかと、とても大変だと思います。

先ほどから、午前中からもずっとと言及されていました、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地が二割で、それをしつかり探査すると

○・四一%に下がるということでありますけれども、国境離島の場合、この○・四一%ぐらいまで下げるまでの探索というのは物すごく大変だと思いますし、これ私の推測ですけれども、四一%くらいまで行かないんじゃないのかと。探しでも探しても真的所有者が分からぬままの国境離島というものが出てくると思います。

どこかではやはりその所有者の探索を諦めなければいけないと思うんですけども、そのときこの国境離島を円滑に国有財産化といいますか、土地収用というんでしようか、どちらでもいいと思ふんですけれども、するような仕組み、それから国が管理できる仕組みなどを今のうちからやはり検討しておるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(北村知久君) 先ほどお話し申し上げました第三期の海洋基本計画にもありますとおり、国境離島は領海等の保全や海洋権益確保の観点から極めて重要であるというふうに認識しております。

先生御指摘のそういった土地についてのいろいろな制度の導入ということでござりますけれども、そういう制度を考えるに当たりまして、まずは国境離島の保全上重要なと考えられる土地につきまして、そういう土地がどのような土地利用が行われると具体的にどのような問題が生ずるのかといったことを具体的に検討する必要があります。そのため、土地所有者等の立会いを求め、境界の確認を行つております。この際、まずは不動産登記簿上の土地所有者について調査をいたしますが、平成二十八年度に地籍調査を行つた千百三十地区の六十二万筆のうち、不動産登記簿の調査により所有者等の所在が判明しなかつた土地の割合は、議員の御指摘のように、筆数ベースで約二〇%となつております。

このような場合には、住民票、除かれた住民票、又は戸籍、付票等の謄本等の公簿に基づく調査、親族等や近隣住民からの聞き取り調査などによる追跡調査を実施して所有者等の把握に努めることとしております。

このようないかなる負担でございますけれども、個人の財産権にも関わるものでございますので慎重な対応が求められると、こういったことにも留意しつつ、国境離島保全のための施策をしつかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○行田邦子君 今日こうして審議されているこの

法案の国境離島版のような制度や仕組みの検討が必要であるというふうに考えておりますので、様々な問題点を踏まえながら検討していただきたいと思います。されば、この法案には所有者の探索を合理化する仕組みも盛り込まれておりますけれども、局長伺いたいと思います。

市町村が行う地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地が約二割、二〇%というところですけれども、それを探索すると最終的には○・四一%に減少すると、先ほど申し上げたとおりであります。

では、この探索で具体的にどういう作業を行つてあるのか、教えていただきたいと思います。それからまた、こうした探索作業は非常に労力を要するということはよく言われていますけれども、具体的にどのくらいの労力を要するのか、分かりやすくお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

地籍調査におきましては、土地の境界を明確にするため、土地所有者等の立会いを求め、境界の確認を行つております。そのため必要となる所有者探索を目的とした追跡調査は、先ほど申しましたように、住民票、戸籍謄本等の公簿に基づく調査、親族等や近隣住民からの聞き取り調査等により行うこととしておりますが、現行制度における調査範囲は必ずしも明確になつておません。

また、近隣住民への聞き取り調査は、多大な労力を要するにもかかわらず、地縁の希薄化等を背景に情報を得られにくくなつております。これらが地籍調査に時間や経費を要する一因となつております。特に近年、所有者不明土地の増加がこのようないかなる傾向に拍車を掛けているものと考えております。

これらの課題に対応するため、平成三十二年度から始まる次期第七次国土調査事業十箇年計画の策定に向けまして、一つは、本法案において想定している探索方法を参考に、聞き取りの調査範囲を一定範囲の親族等とするなど地籍調査における所有者探索範囲を明確化すること、それから、探索作業の結果、全部又は一部の所有者等が不明な場合に、立会い等の手続を合理化するために必要な客観的資料の範囲とその活用方法を明確化することなどにつきまして検討することにより、法務

省と連携しながら、市町村等の負担を軽減し、地籍調査の推進を図つてまいりたいと考えております。

○行田邦子君 地籍調査、なかなか進んでいないというか、半分でしようか、ということだと思いますけれども、この地籍調査は大変大切な事業だと思いますので、これをしっかりと進めていくた

めにも、今の御答弁にあつたようなことを是非とも進めていただきたいと思つております。それで、地籍調査が行われていないと民間の再開発事業など土地の利活用を行つ際に非常に事業に支障を来すということは、これはよく指摘をされております。こうした事態を避けるために、現状における解決策は何でしようか。そしてまた、今回の法改正も含めて、今後の検討について伺いたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えします。民間の再開発事業が都市再開発法に基づく法定の再開発事業である場合には、過失なく探索をした上で所有者の所在が不明である場合におきましては、権利交換計画の通知を公示送達により行うことなどによりまして、所有者不明の土地等の権利につきまして施行地区内に確保することが可能となつております。境界が不明な場合にも、土地収用法の手続を準用して土地調査等を作成することにより、対応が可能となつております。

また、今般の法案により、所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することで足りることとすることを踏まえ、法定の再開発事業につきましては、同様の措置を講じ、所有者の探索の合理化を図ることといたしました。他方、法定の再開発事業に該当しない場合につきましては、従来どおり、所有者の探索や財産管理制度の活用等によりまして、境界を確定し、所有権を取得する必要があります。今後、所有者不明土地の発生抑制や解消に向けて、土地所有者情報を円滑に把握する仕組み等につきまして政府全体で検討を進めてまいります。

これによりまして、法定の再開発事業に該当しないものも含めて、事業が円滑化するよう努めてまいります。

○行田邦子君 民間の再開発事業にも支障を来さないように、今後も更に土地所有者の所在の把握の円滑化ということ、検討していただきたいと思います。

それでは、法務省にお越しいただいていますので伺いたいと思いますけれども、無主の土地というのはほんなものがあるのか、そしてまた、どの程度あるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(筒井健夫君) お答えいたします。お尋ねがありました無主の土地、すなわち所有者のない土地は、例えば海底隆起によつて新たに土地が発生することなどにより生ずるものでござります。このような無主の土地がどの程度存在するかにつきましては法務省としては把握しておりますが、まんけれども、民法上、所有者のない土地は国庫に帰属することとされております。

また、土地の所有者が死亡し、その者について相続人のあることが明らかでない場合にも、先ほどお尋ねの土地と類似の状況が生じます。この場合につきましては、相続財産管理制度による手続を経た上で、最終的に残余財産が国庫に帰属することとされております。

この相続財産管理制度と申しますのは、相続人のあることが明らかでない土地等の相続財産につきまして、家庭裁判所が管理人を選任し、相続人を捜索しつゝ、相続財産を管理、清算し、最終的には残余財産を国庫に帰属させる制度でござります。

○行田邦子君 終わります。ありがとうございます。

す。

○平山佐知子君 国民の声の平山佐知子です。

午前中から様々議論がありましたが、本法律案では、大まかに言いますと、所有者不明土地、これをもつと円滑に利用しようと、利用できることにしようということですか、また所有者を探索しやすくなるということ、それから所有者

不明土地の管理についてなどに対応したものだと理解をしております。

一方で、やはり午前中にもありましたけれども、やはり根本的な解決は、新たなこの所有者不明土地をつくるこというふうなことだと思います。登記をしないことが所有者不明土地問題の大

増えてくるのではないかなどと思っておりまして、特に経済価値が低い土地は放置される傾向にあるのではないかと思っております。今後このようないものも含めて、事業が円滑化するよう努めています。

○國務大臣(石井啓一君) 将來的には二〇四〇年まで死亡数は増加するとの推計がありまして、相続機会も増加するものと考えられることから、何の対策も行わなければ放置される土地が増加してしまうおそれがあるものと考えております。

政府としては、そのような土地を増加させないため、土地を手放すことができる仕組みを導入すべきであるとの御意見があることは承知をしております。土地を手放すことができる仕組みにつきましては、その要件や手放された土地の帰属先等、検討すべき点は多岐にわたります。現在、法務省の研究会において、土地を手放すことができる仕組みの在り方について検討が進められているものと承知をしております。

国土交通省といたしましても、六月一日に関係閣僚会議で決定をいたしました基本方針に基づきまして、法務省など関係省庁と連携をしつゝ、引き続き検討を深めてまいりたいと考えております。

○行田邦子君 終わります。ありがとうございます。

す。

○平山佐知子君 国民の声の平山佐知子です。

午前中から様々議論がありましたが、本法律案では、大まかに言いますと、所有者不明土地、これをもつと円滑に利用しようと、利用できることにしようということですか、また所有者を探索しやすくなるということ、それから所有者不明土地の管理についてなどに対応したものだと理解をしております。

一方で、やはり午前中にもありましたけれども、やはり根本的な解決は、新たなこの所有者不明土地をつくるこというふうなことだと思います。登記をしないことが所有者

きな原因となるということを、先日の参考人質疑の中でも参考人の方から様々御意見もいただきました。ここで、一つの考え方を紹介したいと思います。立命館大学の高村教授のアンチコモンズの悲劇という考え方があります。これは、所有権を細分化し過ぎると資源の過少利用を生むという考え方で、例えば地方の商店街などで、個々の所有権が強いために、自分のところだけなら大丈夫だろうということで閉店をする、そうすると、それが積み重なって、結果この商店街全体のにぎわいが喪失するということで、もう気付いたときには再生が困難になつてゐるという状態です。

例えば、住宅地でいいますと、空き地になつたときに、空き家になつたときに、早く手放せばいいんですけど、先送りしたことで家屋は老朽化して買手がなくなつて、そんな家が増えれば地区全体の雰囲気も悪くなるわけですから、資産価値は更に低下をして、行き着く最悪の姿が所有者すら分からぬ土地や家屋が増えてしまうという状態です。

土地はもちろん私有財産ではありますけれども、周囲の土地と連携しているということを考えますと、公共的な空間の一部でもあるんだという認識、これを改めてそれぞれが共有する必要があるのかなというふうに考えます。土地の所有者には、例えば周囲に迷惑を掛けないような又は周囲に同調するような適切な利活用、管理を行う責務がありますから、私有財産ではあってもそのような責務を負つていてるんだというふうに思いますが、その残余財産中に土地があれば、その土地は国庫に帰属することになります。

相続人のあることが明らかでない土地、これが

いつまで

います。

私は、この相続人不存在の土地というのは今後

います。

現在、土地所有に関する制度の基本となり、国

民の責務等について定めていますのは土地基本法でございますけれども、この土地基本法は、いわゆるバブル期の地価高騰等を背景に制定されたものであることから、このような時代変化の中、見直しを検討することが必要であろうかと認識をしております。

具体的には、土地が適切に管理され、利用されるために所有者が負うべき責務につきまして、その責務を担保するための具体的な方策と併せて検討を行い、平成三十一年二月をめどに方向性をまとめておることとしております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。  
私は財産ですから、先日も参考人質疑の中でもありましたように、やはりどうしても財産権といふことで難しい部分もあるとは思いますけれども、ただ、一方で、じゃ登記をしないのはなぜなのかと、その理由を考えますと、その土地を必要としているという状況も十分考えられますので、今後、少子高齢化が一層進んでいく中、全ての土地が財産であるという考え方自体も少しずつ変えていかなくてはいけないのかなという気もいたします。

現在、使う目的のない土地を地方公共団体に引き取つてもらうということはできないということなんですが、一方で、相続人が必要としていない土地を相続する場合に、登記に掛かる費用や手続を理由に登記をしないといったケースも出てきます。  
去年九月、第一回国土審議会土地政策分科会特別部会で、先日、参考人でお話してくださいました東京財團の吉原祥子委員は、所有権を放棄した後の土地の受皿づくりについて、土地の流動化を促していくためには、一時的なブームとしてでも、権利を明確化した上で自治体が土地を受け取ることはこれから必要な方策だと述べています。

同部会では、増田寛也委員も同様の発言をしていらっしゃいますけれども、午前中の質疑の中にいらつしやいましたが、国として、所有も同じようなものがありました。

者不明になる前の段階でしかるべき土地の受皿を

地域でつくろるという、こうした意見に対しても、国交省はどのような見解を持ついらっしゃるのか、また、導入に当たる際のネックとはどのようなことが考えられるのか、お願いたします。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

人口減少、高齢化の進展や、地方から都市への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化などによりまして、所有者不明土地のみならず、使う目的のない土地が増加することが懸念をされており、そのような土地の受皿を地域でつくらるべきという声があることは承知をしております。

土地を手放すことができる仕組みにつきましては、手放すことができる土地の要件、手続の在り方、手放された土地の帰属先など、検討すべき点は多岐にわたるものと考えております。その中でも、特に、当該土地の管理コストを誰がどのよう

に負担していくべきなのかなというものが大きな課題、ネットの一つとなるものと考えられます。

国土交通省いたしまして、六月の一日前に閣僚会議で決定した基本方針に基づきまして、法務省など関係省庁と連携しつつ、引き続き検討を深めてまいります。

○平山佐知子君 土地の所有や利用についての情報ですけれども、不動産登記簿のほか、固定資産課税台帳などとか外為法に基づく取引報告、さらには森林簿や農地基本台帳など、それぞれが目的別に作成、管理されているので、その管理責任者が国交省であつたり法務省であつたり総務省でいうことで、先日のお話の中にもありましたが、土地の所有がこうした複雑化する中で、土地の所

有や利用に関するこの情報はやはり一元的に管理をしていくという、そういうシステムもこれから必要になってくるのではないかなどいうふうに考

えていきます。

次に、土地や家屋の相続を拒否したいという人がいる一方で、やはり、住むところがないという人が本当に困っている方もいらっしゃるというこ

とが実際に困っている方も多いらしいというこ

とが実際に困っている方も多いらしいとい

う、本当に困っている方もいらっしゃるというこ

とが実際に困っている方も多いらしいとい

う、本当に困っている方も多いらしいとい

たいと考えております。

○平山佐知子君 いろんな施策がありますけれども、連携をしてまた一つの課題にぶつかっていければいいんじゃないかなというふうに考えております。

また、本法律案が三月九日に閣議決定されたときの国土交通省の報道発表資料では、サブタイトルとして「所有者が分からぬ土地」を、「地域に役立つ土地」に」というふうにありました。そ

のため地域福利増進事業を創設すると理解をしているんですが、一方で、この所有者が分からぬ土地の多くが地域に役立つ土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

かな、難しいのかなというふうな考えも持ちま

す。必然的に相当の絞り込みがなされるのではな

いかなということも考えます。

そこで、国交省として、この地域に役立つ土地として活用が期待される土地というのほどのようない土地の多くの土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

かな、難しいのかなというふうな考えも持ちま

す。必然的に相当の絞り込みがなされるのではな

いかなということも考えます。

そこで、国交省として、この地域に役立つ土地として活用が期待される土地というのほどのようない土地の多くの土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

かな、難しいのかなというふうな考えも持ちま

す。必然的に相当の絞り込みがなされるのではな

いかなということも考えます。

そこで、国交省として、この地域に役立つ土地として活用が期待される土地というのほどのようない土地の多くの土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

いかなということも考えます。

また、本法律案が三月九日に閣議決定されたときの国土交通省の報道発表資料では、サブタイトルとして「所有者が分からぬ土地」を、「地域に役立つ土地」に」というふうにありました。そ

のため地域福利増進事業を創設すると理解をして

いるんですが、一方で、この所有者が分からぬ

土地の多くが地域に役立つ土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

かな、難しいのかなというふうな考えも持ちま

す。必然的に相当の絞り込みがなされるのではな

いかなということも考えます。

そこで、国交省として、この地域に役立つ土地として活用が期待される土地というのほどのようない土地の多くの土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

かな、難しいのかなというふうな考えも持ちま

す。必然的に相当の絞り込みがなされるのではな

いかなということも考えます。

そこで、国交省として、この地域に役立つ土地として活用が期待される土地というのほどのようない土地の多くの土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

かな、難しいのかなというふうな考えも持ちま

す。必然的に相当の絞り込みがなされるのではな

いかなということも考えます。

そこで、国交省として、この地域に役立つ土地として活用が期待される土地というのほどのようない土地の多くの土地にそのまま該

当するかどうかなどということは、なかなかどうな

○平山佐知子君 ありがとうございます。

土地というのは、本来そこに暮らす人々にとつては土台であり生活基盤でもありますし、もちろん大切な国土でもありますので、有効に活用できるように様々な方法を引き続き考えていかなければいけないなということを考えています。

この地域福利増進事業について、当該事業に一定の公共性が求められるということあります

が、公共的なものかそうでないかの判断はなかなかこれも難しく、恐らく曖昧なものになってしまふのではないかというふうに考えていました。

しかし、特に中心市街地に所有者不明土地のままで放置されるよりは、この本制度ができるだけ活用した方が地域社会にとって有意義なことだというふうに思いますし、地域福利増進事業の活用に当たつての公共性といった部分の判断については、なるべくそれぞれの地域地域のその事情に合った形、使い勝手の良い運用であつたり、柔軟な対応を心掛けるべきではないかというふうに思っています。

その点、国交省としてはどういうふうにお考えになるのか、また、本事業の利用権は市区町村長の意見を基に都道府県知事が設定するということですが、国交省としてこの地方公共団体をどのように支援していくつもりなのか、お聞かせください。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

申請のあつた事業が地域福利増進事業に該当するかどうかは、都道府県知事が確認することとしております。円滑な運用に向けましては、まずその判断基準を曖昧でなく明確化することが必要であることから、地域福利増進事業の対象となる事業を法令で限定列挙しております。また、裁定等の手続につきましても、法令で明確に定めているところであります。

このような都道府県知事が確認する要件の具体的な考え方や裁定の手続の詳細につきましては、基本方針、ガイドライン等において明らかにした

上で、地方公共団体等に向けた説明会等の開催に努めてまいります。さらに、各地方整備局に地方

公共団体や関連する土業団体、法務局などから構成される協議会を設置し、新制度を含めた関連制度の周知等を行つてまいります。

このような取組を通じまして、新制度の円滑な運用を図るとともに、地方公共団体の支援に積極的に努めてまいります。

○平山佐知子君 ガイドラインを策定をして分かりやすく周知するというお話をありましたけれども、やはり地域のことを一番よく知っているのは地域、市町村の皆様だと思いますので、国と都道府県、それから市区町村としっかりとこの連携をしていただきまして、協力して、土地の問題などを把握をして、どういうふうに利活用していくか

というのを連携をして、また協力しながら進めたいただきたいなというふうに、そのように思いますが、まずはこの実態把握からですけれども、しっかりと把握をして、どういうふうに利活用していくかについて検討し、本年度中に具体的な方向性を提示をしてまいりたいと考えております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

冒頭でも申し上げましたけれども、この土地の

問題ですけれども、個人の問題だからといって、

うちだけならないだろうということで例えば登記をしない、それぞれの判断で登記をしないなどの

判断をした土地が小さいながらも積み重なつて、

結局は大きな問題になつてしまつて、ということになります。

こうした現実ですけれども、実は、それぞれの

皆さんが認識をしていないとか理解をしていない

ということも多いかと思います。自分の土地が実

はそういう大きな問題につながつているんだとい

うことを、やはり先日の参考人のお話にもあります。

したけれども、学ぶ機会とか、教育の機会という

のもこれから日常的に必要になつてくるのかなど

いうふうに思いますし、こちら側としても積極的に周知をしていかなくてはいけない。議員の皆様方も、それぞれ地域に帰つて、是非こういったこ

とがあるということを周知を徹底をしていただければというふうに考えています。

そこで、この会議の構成員である国土交通大臣に伺います。土地所有者の責務の在り方など、今後 土地所有に関する基本制度の見直しに当たつての決意をお願いします。

○國務大臣(石井啓一君) 土地所有者の責務の在

直しは、所有者不明土地の発生抑制や解消に向かってます。

た抜本的な対策に関するものであり、関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日の関係閣僚会議においても、所有者不明土地問題につきまして、抜本的な解決策が必要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込んで、期限を区切つて検討を行つていくことが確認をされたところであります。

国土交通省といたしましても、六月一日に決定をいたしました基本方針に基づき、法務省など関係省庁と連携をしつつ、土地所有者の責務の在り方など、土地所有に関する基本制度の見直し等について検討し、本年度中に具体的な方向性を提示してまいりたいと考えております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

冒頭でも申し上げましたけれども、この土地の

問題ですけれども、個人の問題だからといって、

うちだけならないだろうということで例えば登記をしない、それぞれの判断で登記をしないなどの

判断をした土地が小さいながらも積み重なつて、

結局は大きな問題になつてしまつて、ということになります。

こうした現実ですけれども、実は、それぞれの

皆さんが認識をしていないとか理解をしていない

ということも多いかと思います。自分の土地が実

はそういう大きな問題につながつているんだとい

うことを、やはり先日の参考人のお話にもあります。

したけれども、学ぶ機会とか、教育の機会という

のもこれから日常的に必要になつてくるのかなど

いうふうに思いますし、こちら側としても積極的に周知をしていかなくてはいけない。議員の皆様方も、それぞれ地域に帰つて、是非こういったこ

とがあるということを周知を徹底をしていただければというふうに考えています。

そこで、この会議の構成員である麻生大臣の責任の取り方、閣僚

給与ですか、何か私も分かりませんでしたけれども、それを一年間分ということだそうございま

すけれども、これで本当に責任を取つたといふ

ことが言えるのかとということを言いたいと思います

し、また、総理の発言として、その先頭に立つて責任を果たしてもらいたいと。いわゆるこの対策

ということにならうかと思いますけれども、こんな責任の取り方はないんじゃないのかなと、今までのことをちゃんと責任を取つた上で、更なる対

ていただきました。

○野田国義君 野田国義でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それで、私は最初に、昨日ですか、財務省の調査結果と関係職員の処分が発表をされたわけであります。前のこの委員会でも幾つか指摘をさせていただきましたけれども、最初にこのことについて少しく述べさせていただきたいと思います。

まず、この財務省の調査結果、恐らく国民も

ちょっと驚いていると思いますけれども、まさしく幕引きを狙うということが何か透けて見えるよ

うなことじやないかなと思つておりますし、また、この調査が内部的に調査をされたとしたいうこと

でございましたけれども、私は、非常にこれ疑惑が逆に深まつたと言えることではなかろうかと思つております。

それから、この一年以上も国、国会を揺さぶり続けてきたわけでありますけれども、財務官僚がなぜここまでしなくてはいけなかつたのか、その正体はいまだ不明であるということではございません

ので、根幹のところが全く見えていないといふことが言えるのではなかろうかと思つてお

ります。

そして、先日も私、リーダー論、それからトツ

普論、そういうことを述べさせていただきましたけれども、政治家というのには、やつぱり何度も言

いますが、責任を取るために、長が付く者は

それのためにいるんだということを私自身も言い聞かされてきました。

それで、今回麻生大臣の責任の取り方、閣僚

給与ですか、何か私も分かりませんでしたけれども、それを一年間分ということだそうございま

すけれども、これで本当に責任を取つたといふ

ことが言えるのかとということを言いたいと思

います

し、また、総理の発言として、その先頭に立つて

責任を果たしてもらいたいと。いわゆるこの対策

ということにならうかと思いますけれども、こんな

責任の取り方はないんじゃないのかなと、今ま

でのことをちゃんと責任を取つた上で、更なる対

策をしていくというのが筋であろうということを思っております。

それで最後に、もう一つ、私は最も大切なことだと思うんですけれども、近畿財務局職員が告発のメモを残して自殺したこと、このことは我々は忘れてはならないと思うところでございますので、是非ともこのことも含めて、しっかりと今後の対応をしていただきたい。恐らく、この平成の政治あるいは行政の歴史に禍根をこのままだとまた残すということになるのではなかろうかということを御指摘をさせていただきまして、質問に移りたいと思います。

私の間から実家の方に仮想参りに帰りました。三週間ぐらい前だったでしょうか。そうしましたら、私の実の父と弟が会話をしているんですね。どういう会話かと申しますと、父が裏山を買っているんですね、家族に言わずに。それは今竹林になつております。私が小さい頃は樹木といふか、木も生い茂つておられましたけれども、やっぱり竹林は強いものですからね、全部が、恐らく全国そういう地域がたくさんあるかと思いますけれども、結局、管理の問題ですね。

それと、相続の問題まで話しているんです。もうそんない要らぬと、誰が今後管理をしていくのだと。そこはちゃんとおいつ子もいますので跡継ぎもいるんですけども、しかしながら、もう子供たちにもこんなところを管理させるのも大変だというようなことをお互いに言つておきました。まさしく、この所有者不明土地と申しますが、それになる可能性がそういうところでもあるんだなということを改めて感じたところでございますけれども。

そういう中にあつて、私も本当これ、これから日本にとって大きな問題になつてくると思います。もう既に九州の面積よりも広い地域が所有者不明になつてているということをございますので、タイムリーな法案だと思いますし、また異なる充実に向けて努力をしていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

体である知事が地域の福利増進事業や土地収用法に定める起業者となる場合には、裁定の透明性及び公平性を担保しなければならないと考えられます。ですが、どのような措置が必要と考えられたいと思います。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

新制度では、事業が地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するものであるかどうかといつた要件に該当することの確認や補償金額の算定等を行う裁定につきましては、都道府県知事に事務を担当つていただきこととしております。

○政府参考人(田村計君) お答えいたしました。この制度では、事業が地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するものであるかどうかといつた要件に該当することの確認や補償金額の算定等を行う裁定につきましては、都道府県知事に事務を担当つていただきこととしております。

事業の円滑な執行の妨げになるといった問題が認識されてきたものと考えております。

全国的にも、国土交通省の直轄事業におきまして、平成二十年頃から用地取得を困難とする要因として所有者不明土地が第一の要因となるなど、

所有者不明土地の利用の円滑化が課題として認識されております。

今後、高齢化、人口減少が進み、相続の機会が増加すれば更に所有者不明土地が拡大していくと見込まれ、この対策は喫緊の課題と認識をしております。

まず、東日本大震災につきましては、東日本大震災からの復興に当たりまして、用地取得対策と

して、事業認定手続期間の短縮など、被災地に特化した用地取得の加速化のための措置を行いました。また、二十八年三月には、所有者探索の方法や所有者が不明である場合の解決方法につきまして、実務に携わる担当者向けに所有者探索の円滑化等に資するガイドラインを取りまとめたところ

であります。

○野田国義君 今申し上げましたように、本当に

これ、透明性それから公平性というものが非常に重要になつてくるかと思いますので、この対策を取組を重ね、今般、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案を国会に提出をしたところです。

ささらに、昨年六月にいわゆる骨太方針におきま

して必要となる法案を次期通常国会への提出を目指すとされ、昨年九月から国土審議会に特別部会を設置し、十二月に中間取りまとめを行うなどの取組を重ね、今般、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案を国会に提出をしたところです。

○野田国義君 次に、所有者不明の土地が発生する原因の一つには、当然、相続登記がされていないことが挙げられるわけありますけれども、この問題、参考人招致のときにも私ちよつと質問させていただきましたけれども、これやつぱり義務化なり罰則化というようなことを、ちょっと強制的なことをしないことには、皆さん、しようといふ気持ちがあつてもなかなかできていないと

のが現状だと思いますけれども、この辺りのところをどうお考えになつておるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(筒井健夫君) お答えいたします。

所有者不明土地が生ずる要因の一つとして相続登記がされないことがあります。その対応策として、相続登記を義務化すべきであるとの指摘がされております。

そこで、法務省におきましては、相続登記の義務化の是非を含む登記制度、土地所有権の在り方等につきまして研究会において検討を進めているところでございます。研究会におけるこれまでの議論におきましては、仮に相続登記を義務化するとした場合に、その実効性をどのように確保するのかという点が重要な課題の一つとされているところでございます。

この相続登記の義務化につきましては、今月一日に開催された関係閣僚会議で決定されました基本方針におきまして、これを登記に反映させたための仕組み等を検討し、来年二月を目途に相続登記の義務化等を含め、これを登記に反映させたための仕組み等を検討し、来年二月を目途に具体的な方向性や検討課題を幅広く提示するとされ

たところでございます。

法務省におきましては、この基本方針に基づいて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○野田国義君 引き続いて、情報の一元管理、それから土地情報基盤についてということでお聞きしたいと思いますけれども。

現在、不動産登記は法務局、固定資産課税の台帳は市町村、一部は都、地籍調査票は市町村と都道府県が所有をしているわけですが、このような所有者の探索時に有益な情報を保管している主体が様々であり、土地に関する情報を一元的に管理できれば、探索の労力やコストなどを大幅に減らすことが期待できるのではないかと。土地に関する情報の一元化を図ることが最も重要なことは

このことは、最近いろいろ法律が出てくるのを

見ますと、いわゆる農地なんかも台帳を作つてやつていくとか、森林の方も林地台帳を作つてやつていくとか、そういうような法律が出てきておるというところでございまして、このことも早くいろいろ対策をやつしていくかなくちゃいけないと思いまし、それと同時に、先ほど申し上げました相続登記の問題もそうなるかと思ひますけれども、いわゆる情報の管理ということになりますと、職員の事務的なもの、非常に私事務量が増えるんじゃないのかなとも思ひます。

え、空き地の利用促進に向け、現在どのような取組が行われているのかということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

現時点で使われていない空き地につきましてその利活用を進めることは、地域活性化に資するのみならず、その土地が将来的に所有者不明土地になることを防ぐために重要であると認識をしております。

このため、国土交通省としては、御指摘のあつ

かれるのか、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(石井啓一君) 御指摘のありました利  
用されない所有者不明土地への対策を含めまして、  
所有者不明土地の発生の抑制や解消に向けた  
抜本的な対策につきましては、登記制度や土地所  
有権の在り方等と深く関連するため、関係省庁が  
連携して検討することが必要であります。

六月一日の関係閣僚会議におきましても、所有  
者不明土地問題について、抜本的な解決策が必要  
であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込ん  
だり、問題をより根本的に解決する方針を示すこ

法務省といたしましては、土地所有権の放棄を認める制度の創設につきまして、引き続き、国十交通省を始めとする関係省庁と連携してしつかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○野田国義君 終わります。

○委員長(長浜博行君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

見ますと、いわゆる農地なんかも台帳を作つてやつていくとか、そういうような法律が出てきておるということでござりますので、このことも早くいろいろ対策をやつていかなくちゃいけないと思ひますし、それと同時に、先ほど申し上げました相続登記の問題もそうなるかと思ひますけれども、いわゆる情報の管理ということになりますと、職員の事務的なもの、非常に私事務量が増えるんぢやないのかなとも思ひます。

ですから、こういつたところもちゃんと対策を講じていかないと、今、御承知のとおり市町村合併をいたしまして職員も非常に手薄になつてゐるところのようなことでござりますので、こういうことも含めて御答弁いただければと思います。

○政府参考人(筒井健夫君)　お尋ねがありました登記情報と戸籍や固定資産課税台帳などの連携に関しましては、先ほど申しました関係監督会議で決定された基本方針におきましても、不動産登記を中心とした登記簿と戸籍等との連携により、関係行政機関が土地所有者の情報を円滑に把握できる仕組みを構築することを目指すとされているところでございます。

え、空き地の利用促進に向け、現在どのような取組が行われているのかということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(田村計君) お答えします。

現時点で使われていない空き地につきましてその利活用を進めることは、地域活性化に資するのみならず、その土地が将来的に所有者不明土地になることを防ぐために重要であると認識をしております。

このため、国土交通省としては、御指摘のあつた空き地等の新たな活用に関する検討会の取りまとめも踏まえまして、平成三十年度予算におきまして、空き地の活用を図るため、地域の先進的な取り組を支援するモデル事業を実施してまいります。

例えば、空き地にコンテナなどの簡易建築物を設置して暫定利用する、空き家を除却した後の空き地を防災空地として利用するといった空き地を地域の資源として活用する取組につきまして、専門家のサポートや事業計画の策定、さらに、空き地所有者や地域住民の合意形成などに要する費用を支援することを予定しております。

このモデル事業により創出されました優良事例

かれるのか、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(石井啓一君) 御指摘のありました利用されない所有者不明土地への対策を含めまして、所有者不明土地の発生の抑制や解消に向けた抜本的な対策につきましては、登記制度や土地所有権の在り方等と深く関連するため、関係省庁が連携して検討することが必要であります。

六月一日の関係閣僚会議におきましても、所有者不明土地問題について、抜本的な解決策が必要であり、土地の所有に関する基本制度に踏み込んで、期限を区切つて検討を行つていくことが確認をされたところであります。

国土交通省といたしましても、六月一日に決定をいたしました基本方針に基づきまして、法務省など関係省庁と連携をしつつ、土地所有権の在り方など土地所有に関する基本制度について、民事基本法制の見直しと併せて検討し、本年度中に具体的な方向性を提示してまいりたいと考えております。

○野田国義君 じゃ、最後にお聞きいたしますけれども、放棄される土地の受皿の検討でございまますが、提言になろうかと思います。また再三この話も出ておりますけれども、国への土地を収用します。

法務省といたしましては、土地所有権の放棄を認める制度の創設につきまして、引き続き、国土交通省を始めとする関係省庁と連携してしつかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○野田国義君 終わります。

○委員長(長浜博行君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山添拓君 日本共産党を代表して、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

長期間相続登記がなされないなどの事情により発生する所有者不明土地について対策が必要であることに異論はなく、本法案による地域福利増進等の事業の創設や所有者探索の合理化そのものに反対するものではありません。しかし、本法案は、所有者不明土地の発生や増加に根本的な対策を施すものではなく、専ら利用の促進を図るものであり、かつ、次に述べるように、看過できない問題点を含んでいます。

第一に、所有者不明土地が大型開発推進の支障

法務省といたしましては、これに基づき、不動産登記簿と戸籍等を連携させることにより、不動産登記における所有者情報について最新の情報を適切に把握することができる仕組みの検討を進めております。また、固定資産課税台帳を保有する地方公共団体等にオンラインで所有者情報を提供することなどの検討を進めております。

法務省といたしましては、このような仕組みの構築に向けて、関係省庁と連携しながらしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○野田国義君 それから、空き地利用促進ですか、このことについてお聞きをしたいと思います。

につきまして、そのノウハウの収集分析を行つた上で地方公共団体等に広く周知していくことによりまして、各地域への横展開を図り、空き地の活用を促進してまいります。

○野田国義君 利用されない所有者不明土地についてお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の法案は、利用の意向がある所有者不明土地を対象としての利用円滑化を図つているが、そもそも利用されない所有者不明の土地の管理方法はどういう方向であるのかという質問であります。このことについても再三出しておりますけれども、ランドバンクを設けるとか、そして自治体、NPOなどがどのように土地を集めて利用していくの

うかと思いますけれども、いかがでしょうか。  
○政府参考人(筒井健夫君) 法務省におきましては、土地所有権の放棄を認める制度の創設につきまして研究会において鋭意検討を進めており、六月一日に公表されましたこの研究会の中間取りまとめにおきまして、放棄の要件や放棄された土地の帰属先の在り方など、今後更に検討を進めるべき課題が整理されたところでございます。

お尋ねがありました放棄された土地の帰属先につきましては、いまだ議論の方向が定まっていない段階ではございませんけれども、研究会においては、国や地方公共団体のほか、例えばいわゆるラ

になつてゐるとして、土地収用法の特例を認め、手続を簡素化、迅速化しようとするものであることです。

憲法二十九条が保障する財産権は、正当な補償の下で初めて公共のために用いることができるられます。土地収用は最も直接的な財産権の剥奪であり、事業認定及び収用裁決の各段階で権利者に対する十分な手続保障が求められます。ところが、本法案は、所有者不明土地について、収用委員会の公開審理と裁決を省略し、都道府県知事の裁定に代えるものであり、所有者不明と言えるかどうかの判断をも起業者に委ねるもので、財産権の剥奪を正当化するだけの十分な手続保障とは言えません。

昨年の平成二十九年一月から国交省では空き地等の新たな活用に関する検討会が開催をされ、六月は取りまとめが行われ、この取りまとめを踏ま

かというようなことが非常に必要だと思いますので、いわゆる受皿も含めて、私は非常に重要な課題だと思いますけれども、どういう方向で今後い

ンドバンクのような一定の公的な組織を創設し、これを帰属先とするなどが議論されております。

現行法にも不明裁決制度があり、収用委員会の手続を経て所有者不明土地を収用することは可能

です。しかも、国土交通省の地籍調査によれば、探索によつても所有者が判明しない狭義の所有者不明土地は〇・四一%にすぎません。事業認定の形骸化が指摘される中、求められるのは住民参加を充実させることであり、そのために一定の時間や労力を掛けることは必要です。手続を簡素化する新たな仕組みを安易に認めるべきではありません。

第二に、本法案の土地収用法の特例では、知事の裁定による収用手続が認められてることです。事業者と裁定者が同一人になる場合が生じ得ることとなり、客観的な確認や裁定は担保されません。事業者が自らの判断で、利害関係人や住民に何らの説明もすることなく公共事業を進めるという事態が起りかねません。

以上、反対討論とします。

○委員長(長浜博行君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。  
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(長浜博行君) 多数と認めます。よつて、本法案の土地収用法の特例では、知事の裁定による収用手続が認められてることです。事業者と裁定者が同一人になる場合が生じ得ることとなり、客観的な確認や裁定は担保されません。事業者が自らの判断で、利害関係人や住民に何らの説明もすることなく公共事業を進めるという事態が起りかねません。

以上、反対討論とします。

○委員長(長浜博行君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(長浜博行君) 多数と認めます。よつて、本法案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、羽田君から発言を求められておりますので、これを許します。羽田雄一郎君。

○羽田雄一郎君 私は、ただいま可決されました

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に対し、自由民主党・このる、公明党・國民主党・新緑風会・日本維新の会・希望の会(自由・社民)・希望の党及び国民の声の各派並びに各派に属しない議員野田国義君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

[案文]

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期す

べきである。

一 裁定主体である都道府県知事が地域福利増進事業者又は土地収用法に定める起業者となる場合には、裁定の透明性及び公平性が確保されるよう、必要な措置を講ずること。

二 現に所有者が不明となつてゐる土地についての相続登記を促進するため、相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の相続登記を行おうとする場合において、所有者不明土地の相続人の負担軽減を図ること。

三 所有者不明土地の発生を抑制するためには相続登記の促進が必要であることから、市町村から登記官に登記名義人の死亡の情報が伝達されるなど、登記官がその死亡事実を把握することができるようにして、共同相続人に

遺産分割の協議や相続登記を促す仕組みを検討すること。

四 財産管理制度の円滑な利用を図るために、複数の土地共有者が不在者であるときは、不在者財産管理人は、複数の土地共有者を代理することができますが、仕組みを検討すること。

五 本法に基づく制度が効果的かつ適切・円滑に運用されるよう、丁寧で分かりやすいガイドライン等の整備、説明会の開催などを通じて、地方公共団体や関係する専門家等に対しこの際、羽田君から発言を求められておりますので、これを許します。羽田雄一郎君。

○委員長(長浜博行君) 本法案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、羽田君から発言を求められておりますので、これを許します。羽田雄一郎君。

○羽田雄一郎君 私は、ただいま可決されました

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に対し、自由民主党・このる、公明党・國民主党・新緑風会・日本維新の会・希望の会(自由・社民)・希望の党及び国民の声の各派並びに各派に属しない議員野田国義君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

[案文]

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期す

べきである。

一 委員長(長浜博行君) ただいま羽田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(長浜博行君) 多数と認めます。よつて、羽田君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石井国土交通大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。石井国土交通大臣。

○国務大臣(石井啓一君) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことに深く感謝申しあげます。

今後、審議中における委員各位の御意見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を始め理事の皆様方、また委員の皆様方の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。

誠にありがとうございました。

○委員長(長浜博行君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(長浜博行君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第一五四二号)(第一五四三号)(第一五九四号)

二、気象事業の整備拡充を求めるに關する請願(第一五九五号)(第一五六六号)(第一五九六号)

三、精神障害者の交通運賃に関する請願(第一七四三号)

請願者 横木県宇都宮市 興野憲史

紹介議員 上野通子君

この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。

第一五四三号 平成三十年五月十八日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願		この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。	
請願者 秋田市 阿部文博	紹介議員 石井 浩郎君	第一五九四号 平成三十年五月二十一日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願	この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。
長崎市 宮下榮	紹介議員 金子原二郎君	第一五九五号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。
岩手県下閉伊郡岩泉町 下館慶子 外四百九十九名	紹介議員 平野 達男君	第一五九五号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。
二〇一一年三月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせて約二万人に及ぶ日本の歴史上最大規模の地震・津波災害となつた。二〇一六年四月には最大震度七を二回観測した熊本地震により、阿蘇山付近では斜面崩壊や土石流が発生し、関連死も含めて百人以上の死者を出している。また、二〇一七年七月には九州北部で記録的な大雨となり、福岡県、大分県で三十七人の死亡が確認されたのを始め、山・崖崩れや流木などによる家屋の倒壊、河川氾濫による浸水害など甚大な被害が発生した。こうした相次ぐ自然災害から人命を守るために更なる防災業務の拡充・強化が求められている。防災気象情報は、気象庁が国機関として責任を持って作成・発表すべきである。國民から信頼される予報・防災業務を遂行していくために基礎となる自然現象の精密な監視・観測を行い、その成果に基づいた迅速での確な情報発表することが重要である。また、災害を予防するためには情報が住民に対してより迅速かつ確実に伝わり、避難などの具体的な防災活動を引き出せるものでなければならない。しかし、気象庁では、度重なる定員削減により定員は減る一	二〇一一年三月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせて約二万人に及ぶ日本の歴史上最大規模の地震・津波災害となつた。二〇一六年四月には最大震度七を二回観測した熊本地震により、阿蘇山付近では斜面崩壊や土石流が発生し、関連死も含めて百人以上の死者を出している。また、二〇一七年七月には九州北部で記録的な大雨となり、福岡県、大分県で三十七人の死亡が確認されたのを始め、山・崖崩れや流木などによる家屋の倒壊、河川氾濫による浸水害など甚大な被害が発生した。こうした相次ぐ自然災害から人命を守るために更なる防災業務の拡充・強化が求められている。防災気象情報は、気象庁が国機関として責任を持って作成・発表すべきである。國民から信頼される予報・防災業務を遂行していくために基礎となる自然現象の精密な監視・観測を行い、その成果に基づいた迅速での確な情報発表することが重要である。また、災害を予防するためには情報が住民に対してより迅速かつ確実に伝わり、避難などの具体的な防災活動を引き出せるものでなければならない。しかし、気象庁では、度重なる定員削減により定員は減る一	方で、業務は一段と高度化・複雑化を求められ、新たな業務が増え、職員一人に対する業務量が増えている状況となつていて。このような状況では、きめ細かな情報の作成や地域に密着した情報や観測データの提供が困難になる。國民全体の気象・地震・火山等の基礎知識や防災意識の向上が自然災害を軽減する上で必要不可欠であり、気象庁が防災の先頭に立つ国の機関として責任を持つて情報の提供・指導をしていくべきである。これらを実現するため、自然現象の観測監視や調査研究、数値予報を始め技術開発など気象庁の基盤となる業務の拡充とそれに必要な要員の確保を求める。ついで、次の事項について実現を図られたい。	方で、業務は一段と高度化・複雑化を求められ、新たな業務が増え、職員一人に対する業務量が増えている状況となつていて。このような状況では、きめ細かな情報の作成や地域に密着した情報や観測データの提供が困難になる。國民全体の気象・地震・火山等の基礎知識や防災意識の向上が自然災害を軽減する上で必要不可欠であり、気象庁が防災の先頭に立つ国の機関として責任を持つて情報の提供・指導をしていくべきである。これらを実現するため、自然現象の観測監視や調査研究、数値予報を始め技術開発など気象庁の基盤となる業務の拡充とそれに必要な要員の確保を求める。ついで、次の事項について実現を図られたい。
紹介議員 高瀬 弘美君	紹介議員 田村 智子君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
岩手県東村山市 熊谷加代 外九十九名	紹介議員 古賀 之士君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
宮崎県西諸県郡高原町 新地光佑 外四百九十九名	紹介議員 井上 哲士君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
宮崎県福津市 松窪真衣子 外二百九十九名	紹介議員 佐藤 みづほ君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
富山市 山浦俊雄 外五百二十一名	紹介議員 又市 征治君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
京都府舞鶴市 富田祐輔 外九十九名	紹介議員 平野 達男君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 震災復興、國民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
岩手県盛岡市 田村巧 外四百九十九名	紹介議員 平野 達男君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 震災復興、國民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
沖縄県宜野湾市 窪田聰 外百九十九名	紹介議員 又市 征治君	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 気象事業の整備拡充を求めるに関する請願	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。
東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も「今、発生する可能性がある」と言われるほど切迫しており、國民の安全・安心を守るために防災やインフラ整備は緊急な國民的課題となつていて。こうした灾害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾・橋梁・鉄道・トンネルなどの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。現在の社会資本は、一九六〇年代以降の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約三十兆円もの費用が必要とされ、今後計画的な維持管理を通して大規模開発よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させていく必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならない。しかし、建設産業に働く労働者は低賃金や過酷な長時間労働などの労働条件の劣悪さから入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続や技術の継承、建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の担い手三法、職人基本法が制定されたが、最前線で働く労働者の公正な賃金確保や労働環境改善にはまだ至っていない。	東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も「今、発生する可能性がある」と言われるほど切迫しており、國民の安全・安心を守るために防災やインフラ整備は緊急な國民的課題となつていて。こうした灾害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾・橋梁・鉄道・トンネルなどの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。現在の社会資本は、一九六〇年代以降の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約三十兆円もの費用が必要とされ、今後計画的な維持管理を通して大規模開発よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させていく必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならない。しかし、建設産業に働く労働者は低賃金や過酷な長時間労働などの労働条件の劣悪さから入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続や技術の継承、建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の担い手三法、職人基本法が制定されたが、最前線で働く労働者の公正な賃金確保や労働環境改善にはまだ至っていない。		
東日本大震災を始めとする災害からの復旧・復興を優先に転換すること。	1. 旧・復興を最優先で行うこと。 2. 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事	第一五六〇〇号 平成三十年五月二十一日受理 震災復興、國民の安全・安心の実現への建設産業の再生について実現を図られたい。	この請願の趣旨は、第一五四三号と同じである。

## 3 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・

管理は国と自治体が責任を持つて行うこと。  
4 地域建設業育成や建設労働者保護を実施し

国民の安全・安心を守り、行政機関としての  
責任を果たすため、公共事業発注官公署及び  
独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員  
を確保すること。

5 災害復興及び公共事業の計画策定に当たつ  
ては、過程の情報公開、住民参加システムの  
確立、年次ごとの再検討を原則とすること。

二、公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収  
入・仕事を確保すること。

1 建設産業の元下関係における片務性を是正  
し、下請及び資材業者の適正な利益が確保さ  
れる仕組みをつくること。

2 地域の安全・安心を支える中小建設業者の  
経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持  
続的な施策を実行すること。

3 公共工事及び業務等を適正な価格で受注で  
きる入札・契約方式の仕組みをつくること。

4 中小建設・建設関連業が優先的に受注でき  
る施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底  
させること。

第一六〇四号 平成三十年五月二十一日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業  
の再生に関する請願  
請願者 宮崎市 清水昭 外九十九名  
紹介議員 福島みづほ君  
この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第一六〇五号 平成三十年五月二十一日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業  
の再生に関する請願  
請願者 富山県水見市 川岸大地 外九百  
九十九名  
紹介議員 又市 征治君  
この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第一六〇六号 平成三十年五月二十一日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業  
の再生に関する請願  
請願者 富山県水見市 川岸大地 外九百  
九十九名  
紹介議員 又市 征治君  
この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第一六〇七号 平成三十年五月二十一日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業  
の再生に関する請願  
請願者 北九州市 川野久子 外四百二十  
九名  
紹介議員 高瀬 弘美君  
この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第一六〇八号 平成三十年五月二十一日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業  
の再生に関する請願  
請願者 京都府舞鶴市 松岡裕一 外九十  
九名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第一六〇九号 平成三十年五月二十一日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業  
の再生に関する請願  
請願者 東京都練馬区 藤代昌之 外四百  
九十九名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第一六一〇号 平成三十年五月二十一日受理  
国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市 佐藤美智男 外四  
百九十九名  
紹介議員 平野 達男君  
この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第一六一二号 平成三十年五月二十一日受理  
国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願  
請願者 富山市 北澤康史 外五百四十一  
人  
紹介議員 又市 征治君  
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

海道への台風灾害、二〇一七年七月の九州北部豪  
雨を始め、地震・大雨・火山噴火などによる自然  
災害が全国各地で頻発し、多くの人命と財産が失  
われる未曾有の被害をもたらしている。災害によ  
る被害を未然に防止し、被害を軽減するには、防  
災計画や避難等の予防対策を充実させ、国民・社  
会に広めていくことが重要である。また、気象・  
地震・火山等の基礎知識の普及により、国民全体  
の防災意識を向上させることが必要不可欠であ  
る。そのため、気象庁が行っている自然現象の精  
密な監視・観測とその成果に基づく気象・地震・  
火山等の予警報等の提供が迅速かつ的確に行える  
よう、体制を充実させていく必要がある。河川・  
道路・鉄道・港湾・空港などの公共インフラは、  
災害発生時に人命救助活動や支援物資輸送のライ  
フライングとなるため、被災しても重大な損傷を生  
じさせないよう補強改修を早急に実施する必要が  
ある。万一、被害が生じた場合には、一刻も早い  
復旧が必要であり、二〇〇八年に緊急災害対策派  
遣隊(TEC-FORCE)を創設し、全国から被  
災自治体などへ職員を派遣して支援を行ってい  
る。加えて、公共インフラの多くが建設から五十  
年余りを経過して老朽化が進んでおり、インフラ  
の維持管理を確実に実施することが急務となつて  
いる。また、北海道においては食料供給基地とし  
ての農業基盤整備や水産物の安定供給のため漁港  
施設整備も行つており、こうした社会資本の整備  
や管理に当たる体制を拡充していく必要がある。  
交通運輸関連においては、行き過ぎた規制緩和に  
よつて過当競争が生じ、安全性の確保が置き去り  
にされた結果、関越道でのエンジン衝突事故や軽  
井沢でのスキーツアーバス事故が発生した。ま  
た、事業者が利益追求を優先することで採算性の  
見込めない地域では公共交通機関の撤退が相次  
ぎ、地方部に暮らす交通弱者の生活に重大な影響  
を及ぼしている。観光分野においては、政府は  
二〇二〇年までに訪日外国人旅行者数年間四千  
万人」を目標に掲げており、航空機の発着回数増  
加に対応できる体制の確保、安全に観光地等へ移

動できる交通体系の確保も急務となつてている。國  
民の交通権を保障し、交通運輸の安全・保安体制  
を強化していくために、運輸行政の体制を拡充し  
ていく必要がある。これら国民の安全・安心を守  
るために、それぞれの分野で専門的な知識・技量を  
持つ人材の育成を行う教育機関、また、国土交通  
行政を支える基礎研究を担う研究機関などの独立  
行政法人においても体制と運営費交付金の拡充が  
必要である。以上のように、国土交通省は、国土  
の総合的かつ体系的な利用、開発と保全、社会資  
本整備、交通政策の推進、気象業務の発達、地理  
空間情報の推進を役割・機能とし、経済社会と國  
民生活に影響の大きい政策を担つており、その役  
割が極めて重要なとされている。しかし、引き続  
く定員削減により、行政サービスの低下を余儀なく  
されしており、国民の安全・安心を守り、国民の要  
望に応え、信頼される行政サービスを提供するた  
めに国土交通省の機構拡充と必要な職員の確保を  
強く求める。

については、次の事項について実現を図られた  
い。  
一、国土交通省の機構の整備・拡充及び必要な職  
員の確保をすること。  
二、国土交通省が所管する独立行政法人機構の体  
制拡充と運営費交付金の増額をすること。  
第三六一一号 平成三十年五月二十一日受理  
国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願  
請願者 宮崎市 辛島信行 外百九名  
紹介議員 福島みづほ君  
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第一六一二号 平成三十年五月二十一日受理  
国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願  
請願者 富山市 北澤康史 外五百四十一  
人  
紹介議員 又市 征治君  
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第一六三号 平成三十年五月二十一日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 沖縄県那覇市 金城毅 外百九十 紹介議員 系数 慶子君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一六四号 平成三十年五月二十一日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 福岡市 清家裕喜 外四百九十九 紹介議員 高瀬 弘美君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一六五号 平成三十年五月二十一日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 東京都府中市 寺下章夫 外九十 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一六六号 平成三十年五月二十一日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 福岡県筑紫野市 三浦成美 外四 紹介議員 古賀 之士君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一六七号 平成三十年五月二十一日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 京都府舞鶴市 斎藤祐一 外九十 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一六四三号 平成三十年五月二十二日受理 気象事業の整備拡充を求めることに関する請願 請願者 新潟県長岡市 水島昭一 外三百 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一六四四号 平成三十年五月二十二日受理 気象事業の整備拡充を求めることに関する請願 請願者 大阪府八尾市 小林松久 外九十 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一五九五号と同じである。
第一六四五号 平成三十年五月二十二日受理 震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願 請願者 長野市 永井俊太郎 外四百九十九 紹介議員 羽田雄一郎君 この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。
第一六四五号 平成三十年五月二十二日受理 震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願 請願者 福岡県太宰府市 福永暢之 外三 紹介議員 野田 国義君 この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。
第一六四六号 平成三十年五月二十二日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 長野市 古田一夫 外三百五十五 紹介議員 羽田雄一郎君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一七二八号 平成三十年五月二十四日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 北海道稚内市 木原利彦 外五百 紹介議員 福島みづほ君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一七二九号 平成三十年五月二十四日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 北海道稚内市 桑原光義 外五百 紹介議員 小川 勝也君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一七四七号 平成三十年五月二十四日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 札幌市 上山新吾 外五百五十九 紹介議員 那谷屋正義君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一七四八号 平成三十年五月二十四日受理 国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願 請願者 北海道釧路市 久保賢次 外五百 紹介議員 又市 征治君 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。
第一七四九号 平成三十年五月二十四日受理 第一七四九号 平成三十年五月二十四日受理 この請願の趣旨は、第一五九五号と同じである。 この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

国土交通省の機構拡充・職員の確保に関する請願

請願者 新潟県長岡市

高倉優次 外百十

四名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。



平成三十年六月二十日印刷

平成三十年六月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

K